

法長官、雇用に関連して、本法違反又は第 106 条の下で規定される施行規則違反として障害を理由として差別を主張するあらゆる個人に対して規定する権限、救済及び手続とならなければならない。

と規定している。

ADA 第 I 編に基づき、雇用上障害を理由として差別を被ったと考える個人は、裁判所に提訴する前に、EEOC に申立てを行わなければならない。申立ては、電話又は直接面接によって行われる。申立てがインテークされた段階では、内容は様々であるため、その中から差別である蓋然性の高い申立てがスクリーニングされ、内容が書面化される。その書面を使用者に提示し、調査が開始されることを伝えることとなる。使用者は、これに対し 10 日以内に返答しなければならない。調査官は、使用者の主張やその他の情報を収集する。調査官の調査の結果、ADA 違反があると考えらるに足る合理的根拠がある場合には、協議、調整、説得により差別の解決を図ることとなる。ADA 違反がないと考えられる場合や申立てが信憑性を欠く場合には、その申立ては棄却される。ADA 違反の申立ては、差別行為のあった日から原則として 180 日以内に行わなければならない。

調査及び調整などによって差別が解決されない場合、EEOC が原告となって訴訟を提起するか、EEOC が排他的管轄権を有する 180 日間を過ぎても EEOC が提訴しない場合、訴権付与通知を送達し、その場合には差別を被ると考える個人が司法上の救済を求めて提訴することが可能となる。1991 年の公民権法の改正によって、第 VII 編のエクイティ上の救済手段は、差別的効果違反、差別意図のある差別的行為に対する補償的損害賠償、紛争をかかえる個人の連邦法上保護されている権利の「違法行為の意図的遂行又は重大な無関心」による意図的な差別に対する懲罰的損害賠償の 3 つとなり、これらは ADA 第 I 編違反にも適用されることとなった。また、裁判所は、ADA 第 I 編違反について、差別行為の差止め、採用命令、職場復帰命令を出すことができる。復職命令が適切でない場合には事前賃金の支払い命令を行うことができる。それ以外の補償的損害賠償として、将来にわたる金銭的賠償命令、慰謝料命令、余命の喪失に対する賠償命令などを行うことができる。また、宣言的救済も命ずることができる。

ただし、裁判では、実際原告が勝訴することはほとんどないといってよい。Ruth Colker によれば、ADA 第 I 編に関する訴訟では、被告、つまりは使用者が地方裁判所レベルで 94%、控訴審レベルで 87.5%、勝訴している¹⁷⁸。Louis Rulli らがペンシルバニア東地区で調査した結果でも同様で、原告が勝訴する見込みがほとんどないという現状となっている¹⁷⁹。

¹⁷⁸ R. Cokler, "Winning and Losing under ADA," 62 Ohio St. L. J. 240 (2001).

¹⁷⁹ L. S. Rulli & J. A. Leckerman, "Unfinished Business: The Fading Promise of ADA Enforcement in Federal

イ ADA 第 II 編における救済手続

ADA 第 II 編は、「公共団体 (public entities)」による差別を禁止している。この「公共団体」には、州政府及び地方公共団体、州政府及び地方公共団体の部局など、公共交通機関や AMTRAK のような全米規模の鉄道会社が含まれている。ADA 第 II 編が問題となるのは、州政府、地方公共団体や公共交通機関の建築物、サービス又はコミュニケーションが障害者を排除している場合や拒否する場合である。ADA 第 II 編違反の申立ては、公民権法第 II 編の手続に基づき、リハビリテーション法第 504 条に関する申立てと同じ方法 (第 505 条により規定される) により、受け付けられる。例えば、公共交通機関のサービスやそれらが所有する建築物へのアクセスが拒否されたと感じた個人は、第 504 条で管轄を有する運輸省に申立てを行うこととなる。その際には、運輸省の公民権室 (Office of Civil Rights) が、申立てを受理し、調査する。ADA 違反がある場合には当該機関と調整を行い、問題の解決を図る。ADA 第 II 編違反の申立ては、司法省公民権局障害者課でも受け付けており、その場合には管轄を有する省庁に申立てを照会している¹⁸⁰。

第 I 編と同様に、申立人は、違反があつてから 180 日以内であれば、申立てを提起できる。申立てを受けた省庁は、その申立てを受理するかどうかについて検討する。基本的には、その省がリハビリテーション法第 504 条に基づく管轄を有するかどうかによって判断する。その省庁が第 504 条の管轄を有しない場合には、農務省、教育省、医療及び人的サービス省、住宅及び都市計画省、内務省、司法省、労働省及び運輸省という指定機関のうち適切であると考えられる省が選定される。司法省以外の省庁が第 504 条の管轄を有しないこと、さらには指定機関に該当しないことを決定した場合、その省は、申立人に対し申立てが司法省に照会されたことを伝えなければならない。司法省は、第 504 条の管轄を有せず、さらには指定機関でない省庁に対する申立てを受理した場合、第 504 条の管轄を有する省庁又は指定機関、又は雇用に関する申立ての場合には EEOC に申立てを照会しなければならない。その省庁が、第 504 条の管轄を有する場合には、申立てを第 504 条に基づき手続を進めなければならない。指定機関は、申立てを調査し、調停などのインフォーマルな解決をはかる。もしインフォーマルな解決に失敗した場合には、申立人と指定機関に対し、事実認定と結論、認定された法違反に対する救済内容、訴権に関する内容の通知がなされなければならない。申立人は、指定機関が違法性を認めるか否かに関係なく、いつでも訴権を行使できる。

Courts under Title I and Its Impact upon the Poor,” 8 J. Gender, Race, and Justice 595 (2005) .

¹⁸⁰ 司法省公民権局障害者課への ADA 第 II 編違反の申立書については、<http://www.ADA.gov/t2cmpfrm.htm> を参照のこと。

ウ ADA 第 III 編における救済手続

ADA 第 III 編は、公に供されている施設などへのアクセスが、障害を理由として認められないことを差別として禁止している。第 III 編の救済は、1964 年公民権法第 III 編、第 204 条 (a) に基づき行われる。ADA 第 III 編に違反する差別を被ったと感じる個人、又は公に供されている施設の建設や修繕に関連して差別を被ったと感じることに合理的な理由がある個人は、本法違反の差し止め請求を行うことができる。具体的には、現行の電車車両の設計上又はコミュニケーション上の障壁を除去することに失敗した場合、新たに建設された又は修繕された施設を、障害を有する個人にとってアクセス可能又は使用可能にすることに失敗した場合に、差し止め請求が認められる。差し止め請求の内容は、施設などを障害者にアクセス可能又は使用可能にすること、付加的な補助やサービスの行使、方針の変更、代替手段の採用などが含まれている。ただし、個人の提訴によっては、金銭賠償が認められない。

また、司法長官は、ある個人又は集団が障害者に対して差別的な実務 (**pattern or practice**) を採用していることを信じるに足る合理的な理由がある場合、又はある個人又は集団が障害者に対し差別を行っており、その差別が全般的に公の重要性を有する場合には、問題の解決のために交渉を行うか、裁判所に訴訟を提起できる。司法長官が提訴する場合には、金銭賠償の請求が認められ、裁判所は、公共の利益の回復のために、最初の第 III 編違反の場合には 50,000 ドル、次回の法違反の場合には 100,000 ドルまでの罰金を命ずることができる。その際には、その事業体が、本編へ従うために善意の努力を行ったか、又はそれを試みたかが問題となる。第 III 編違反については、懲罰的損害賠償の適用は認められていない。また、小規模の私的事業体については本編の適用除外となっている。

司法省公民権局障害者課は、ADA 第 III 編違反の申立てを受理している¹⁸¹。公民権局は、申立てを調査し、訴訟を提起できるかどうかを決定している。その結果、差別的な実務について合理的な理由がある場合や公の重要性を有するような差別が存在する場合に、司法長官が上記のような手続をとることになる。

エ その他の機関による救済

州や市には独自の差別禁止法、差別禁止条例や救済制度がある場合がある。例えばニューヨーク州には、ニューヨーク市、ニューヨーク州にそれぞれ差別を禁止する法律や条例が存在し、障害を理由とする差別を禁止しており、さらにニューヨーク州人権委員会、ニューヨーク市人権委員会などの救済制度を整備している機関がある。障害者差別を被ったと考える個人は、同時に複数の機関に救済を求めることが可能となる。そこでは、自分の利益に最もかなった方法により救済を求めると理論

¹⁸¹ 司法省公民権局障害者課への ADA 第 III 編違反の申立書については、<http://www.ADA.gov/t3compfm.htm> を参照のこと。

上考えられ、またそのような場合もあるが、支援団体の偏った理解などにより必ずしも理想的な機関に申立てがなされるわけではない。同種の申立てを受理しうる複数の機関のうちのひとつが、申立てを受理した場合には、その機関において手続が終了するまでは、他の機関は手続を進めない方法がとられている。

(2) ADA における紛争解決手段としてのメディエーションと仲裁

ア ADR (裁判外紛争処理) のひとつとしてのメディエーション

北米における ADR (裁判外紛争処理) にはいくつかの種類があるといわれており、大きくは3つのグループに分けられる。1つめが交渉である。2つ以上の当事者が自ら解決を試みるものである。2つめが仲裁である。紛争の解決を第三者が試みるが、その過程で事実を評価し、判断を行い、合意された仲裁案が拘束力を有する。3つめが、紛争の解決を第三者が試みるが、合意に拘束力がないグループである。メディエーションは、3つめの紛争解決方法のひとつである。以下、ADA メディエーションではなく、一般的なメディエーションの技法についてとりあえずみていくこととする。

メディエーションは、裁判やセラピーとは異なる特殊な技術である。メディエーターは、紛争の事実の確認を行う必要がなく、紛争について是非の判断をせず、単に当事者の紛争解決を援助、促進する役割を担う。メディエーターは、当事者の怒り、誤解、強行な姿勢を理解に変え、当事者が満足する合意にさせることを目的とする。したがって、斡旋案を提示することは、紛争解決が暗礁に乗り上げたときにごくまれに行われる応用テクニックであり、基本的に行わない。合意の内容がメディエーターの思惑や意図と異なっても、メディエーターはそれを拒否したり、よりよいと考えられるアドバイスをしたりしてもならない。メディエーションによる合意は契約と考えられているが、メディエーターは、契約を円滑に進めるためのブローカーでしかない。メディエーションによる合意が破られる場合があるが、その場合裁判に提訴することも可能である。しかし、当事者が望めば、メディエーターは同じ紛争について何度でもメディエーションを行うことができる。

メディエーションによる合意の内容は基本的に当事者の自由である。ただし、メディエーションの場にはいない人のことについての合意や犯罪に関する合意をしてはならず、また自分の権利を主張、保護できない人について合意をしてはならない。法に違反する内容の取決めについては、原則的にはしてはならないが、合意の内容が法に違反することの責任はメディエーターにあるわけではなく、内容によってはメディエーターが合意の前に弁護士に相談することを求めることがある。また、メディエーションの合意の内容は外部に出ることがあるが、メディエーションの過程で得られた情報を、たとえそれが裁判であったとしても、メディエーターが外部にも

らしてはならない。

メディエーターになるために、特別の学位や資格が存在するわけではない。大学、ADR 団体などが提供しているメディエーションの授業を規定の時間受講すれば、メディエーターとしてメディエーションを行うことができる。法律家になる場合もあるが、法律の知識を必ず要求されるわけでもない。逆にメディエーターにとって法律学の知識が技法を使う上で邪魔になることさえある。ただし、法廷でメディエーションを行う場合には、10 回以上メディエーションを行ったことがあり、弁護士資格を有する者か、法律学についての特別な講習を受けた者に限られることがある。メディエーターは、紛争の内容についての専門知識（例えば労働関係の紛争であれば労働法などの知識）もあったほうがよいといわれるが、必ずしも必要ではない。ただ、当事者が嘘を述べる際に、それが事実ではないことに気づかなければいけない場合があるが、そのためには専門的な知識があったほうがよい。

メディエーションによる解決率は、熟練のメディエーターでも 7 割から 8 割ほどである。解決率が 9 割を超える場合には不適切な技法を用いているという疑いがかけられる場合がある。メディエーションによる解決率は、紛争が発生してから早ければ早いほどよいといわれる。当事者が意固地になると紛争の解決が難しくなるからである。

メディエーションの利点は、早い、安い、旨いというところにある。解決までの時間が、裁判に比べて格段に早く、裁判と比べられないほど低額で紛争解決が可能で、白か黒かではない満足度の高い解決が得られるといわれている。費用は、当事者が分担して支払うのが通例である。

イ EEOC による ADA メディエーション

1990 年代の前半から、上記のような差別救済手続に加えて、差別の紛争解決のためにメディエーションが採用されるようになった。EEOC においてはパイロット・プログラムが 1991 年に採用され、それを踏まえて 1999 年から正式なプログラムとして採用されている。それが ADA 第 I 編に関する事件にも適用されている。ADA は当初からメディエーションを障害者差別の有効な紛争解決の手段として注目しており、その技術を用いることを推奨していた¹⁸²。

EEOC は、ADA 第 I 編違反の申立てをインテークし、その申立てに合理的根拠があるとみなした場合には、その申立てを EEOC の救済手続にしたがい受け付けるか、メディエーションに付したほうがよいかを決定する。申立ての性質からメディエーションに適していると考えられる場合には、救済手続に基づく調査が開始される前に、両当事者の合意に基づき、EEOC は内部のトレーニングを受けたメディエーター、又は外部のメディエーターにメディエーションを依頼することになる。また、EEOC

¹⁸² <http://www.eeoc.gov/mediate/history.html>

がメディエーションについて何も示さない場合でも、当事者の要請により申立てをメディエーションに付すことが可能である。ただし、メディエーションになじむ事案か否かを EEOC が判断し、メディエーションになじまない事案についてはメディエーションに付さない場合もある。申立ての手の過程のいつでも、その申立てをメディエーションに付すことが可能となっている。例えば、EEOC の救済手続における調停過程においてメディエーションを実施することも可能である。また、メディエーションに失敗した場合には、通常の救済手続に戻って、手続が進行することとなる¹⁸³。

EEOC のメディエーションのプロセスで得た情報には高い機密性が求められる。メディエーションの合意内容を機密にする取決めが可能であるだけでなく、メディエーションの経過をタイプしたり、録音したりすることは許されない。機密性を維持するため、メディエーションは、EEOC の救済手続の調査や提訴の手続から独立し、EEOC のメディエーターはメディエーションしか行わない実務が採用されている¹⁸⁴。

メディエーションには、申立てた本人、使用者、使用者の状況をよく知る代理人が参加できるだけでなく、弁護士も参加可能である。ただし、メディエーターは、弁護士などの代理人にアドバイスを求めることを認めるが、一方の当事者のために発言させることはしない。当事者以外の個人がメディエーションに参加する場合には、メディエーターに対し事前のその旨を伝えておかなければならない。

EEOC の調査によれば、メディエーションによる問題解決に必要な時間は、約 3 ～ 4 時間であるとしている。ただし、事案や紛争の内容により解決までの時間は大きく異なる。また、当事者は、EEOC のメディエーションに対し謝礼などを支払う必要はない。

メディエーションは、時間のかかる調査や不必要な提訴を排除する公正かつ効率的な制度とみなされ、当事者に高い満足が得られている。2003 年度のメディエーションによる紛争解決割合は 69% である。また、通常の EEOC の救済手続では紛争解決に平均で 160 日を要していたが、メディエーションでは平均 85 日で解決にいたっている¹⁸⁵。また、相互の協力関係を再構築する効果があるので、労使の雇用関係の修繕につながることもある。満足度も高く、ある調査によれば、使用者の 96%、そして他方当事者の 91% が、再度メディエーションを要請されたら受け入れるとしている¹⁸⁶。

メディエーションによって得られた合意に一方の当事者が違反したということが主張された場合、EEOC は、その主張を調査、審査し、それが事実であると確認した場合には、合意内容を実行に移すように働きかけを行っている。

¹⁸³ http://www.eeoc.gov/mediate/mediation_qa.html

¹⁸⁴ http://www.eeoc.gov/mediate/mediation_qa.html

¹⁸⁵ http://www.eeoc.gov/mediate/mediation_qa.html

¹⁸⁶ EEOC のメディエーションの調査に関しては、<http://www.eeoc.gov/mediate/mcd-intro.html> を参照のこと。

ウ 司法省による ADA メディエーション

ADA 第 II 編、第 III 編に関しては、司法省が、1992 年ごろから試験的なプログラムを開始し、1994 年にキー・ブリッジ・ファウンデーション (Key Bridge Foundation for Education and Research: 以下 KBF という) にその業務を担わせるようになった。以下、ADA 第 II 編、第 III 編の申立てについてメディエーションを行っている KBF の手続を紹介する。ADA メディエーションは、差別禁止という公益を保護する性質を有することから、上記の一般的なメディエーションとは異なった手法や手続を用いている¹⁸⁷。

ADA 違反の申立てがなされた場合、司法省公民権局障害者課は、その申立てがどのような解決が最も適切であるかを考え、ADA 違反の疑いのある申立てをインターク後、第 II 編又は第 III 編の救済手続にのせるか、メディエーションを行うかを決定する。ADA メディエーションが適切な解決策であると考えられる場合には、申立ては KBF にゆだねられることとなる。申立てのインターク段階であっても、調査段階であっても、メディエーションを行うことが可能である。メディエーションへの移行には、両当事者の合意が必要である。KBF から、ADA 違反の申立てがメディエーションに付されたことを聞くと、申し立てられた当事者は、多くの場合困惑、狼狽するが、KBF の担当官からメディエーションの説明を受け、メディエーションにメリットを見出し、それに応ずることになる。この第 1 段階のメディエーションへの理解のプロセスが、メディエーションの成功、不成功を分けることとなる。メディエーションのメリットは、多くの場合迅速な解決が図れること、裁判になるよりも金銭的負担が少ないことである。

KBF はアメリカ合衆国全土からメディエーションを受け付けており、基本的には地理的に近い場所にいるメディエーターを指名し、当事者のメディエーションにあたらせている。これは、通常メディエーションでは、当事者がメディエーターを自主的に決定することと異なるところである。また、KBF はメディエーターにすべてをゆだねるのではなく、KBF のマネージャーが、メディエーターや解決案に対する監督を行う。これも通常メディエーションとは異なるところである。離婚や不動産関係のメディエーションでは、メディエーターを監督するような実務はとられておらず、さらに解決案は場合によっては法律に違反していたとしても当事者が納得していれば解決となる場合がある。しかし、ADA メディエーションでは ADA 違反の解決案や損害賠償による解決を認めない (自発的な損害賠償は認める) ため、

¹⁸⁷ KBF のメディエーションの技法・教育については、Faculty of Law, City University of New York, CUNY における KBF 代表の Peter R. Maida 氏及び Beryl Blaustone CUNY 教授へのインタビュー (2009 年 3 月 3 日)、及び Washington D.C. の KBF のオフィスにおける Maida 氏他、KBF スタッフへのインタビュー (2009 年 3 月 4 日) に基づいている。KBF によるメディエーションのデータなどに関しては、P.R. Maida, "Final Report: Proposal to Select, Train and Monitor Professional Mediators for ADA Complaint Referral," を参照している。

KBF が、メディエーターに対し ADA の内容の確認、技法の確認、ケース分析などについて細かく指示する体制がとられている。そのため、通常は解決案に合意した時点でメディエーション・ケースが終了するのに対し、KBF による ADA メディエーションでは、解決案に合意した後もケースを終了させず、解決案どおりに合意内容が実行されているかを確認するまでケースを維持する実務がとられている。

メディエーターは、KBF が実施する 40 時間の教育プログラムに参加していなければならない、またプログラムに参加してから 2 年間の実務経験を有しないと ADA メディエーションができないこととなっている¹⁸⁸。また、ADA メディエーターは、最初の数件のメディエーションについては無給で行わなければならない。教育プログラムへの参加希望者は非常に多く、数年に一度の応募機会に応募した希望者が数年待っても参加できない場合もある。

ADA メディエーションの効能としては、理解により自発的な解決を導くことがある。つまり、ADA の内容を理解することが、ADA が法的に要求しないレベルでの問題解決を導くことがある。例えば、歴史的建造物にあるレストランを車イスユーザーに対し、利用可能にしたり、1 軒の映画館を障害者にアクセス可能にしたりするメディエーションに応じた当事者が、所有するチェーンの映画館すべてにおいてアクセス可能にしている場合がある。現在では、メディエーションの機能や効率性が、司法省や当事者から認められており、迅速、満足度の高い解決策として高く評価されている。KBF による ADA メディエーションの紛争解決率は 78% である。当事者の 89% がメディエーションによる合意内容に満足していると答えており、また当事者の 66% がメディエーションを積極的に評価している¹⁸⁹。また、KBF によるメディエーションを経験した個人のうち 90% が再度メディエーションを利用したいと考えており、また 90% がメディエーションの利用を他人にも勧めたいとしている¹⁹⁰。一方、メディエーターの公平性に関しては、92% がどちらにも肩入れをせず、公平であるとみなしている¹⁹¹。

メディエーションは、建築物や施設などのアクセスやプログラムへの参加などの障壁の除去、医者などに対し手話通訳者をつけることを求めるなどのコミュニケーションの効率化、食料品店などにおける動物に持ち込み禁止に対し介助犬などの同行を求めるなどの方針や手続の変更の 3 種類に分けられる。1994 年から 1999 年までのデータによれば、申立ての 66% が障壁の除去、15% がコミュニケーションの効率化、19% が方針や手続の変更に関するものであった¹⁹²。メディエーションが求められた業種としては、658 件のうちサービスが 156 件、飲食店が 133 件、小売店が 113 件、娯楽施設が 80 件、宿泊施設が 37 件、レクリエーション施設が 32 件、教育機関が 28

¹⁸⁸ Maida, *supra* note 187 pp.8-10.

¹⁸⁹ *Ibid.* pp.21-22.

¹⁹⁰ *Ibid.* pp.27.

¹⁹¹ *Ibid.* pp.28.

¹⁹² *Ibid.* pp.14.

件ほかの順となっている¹⁹³。

エ ADA 事案の仲裁

ADA 違反に関する紛争は、ADA メディエーション以外にも、仲裁に付すことができる。仲裁は、仲裁人が両当事者の言い分を聞き、その紛争に関し仲裁案を提示し、それに合意をすることにより解決を図る技術である。両当事者が合意した内容には拘束力が発生する。仲裁を利用することの利点は、司法手続に比べて解決までの時間が早く、比較的安価であり、陪審を避けられることである。

仲裁に付託することは、紛争が発生する前でも、発生した後でも決定できる。多くの場合、仲裁付託条項は、労働契約の条項に事前に組み込まれていることが多い。仲裁の問題は、仲裁に合意した場合、仲裁合意の内容について裁判所に上訴できない場合があることである。つまり、仲裁に付託しない場合であれば損害賠償を求めて陪審への提訴権を放棄することになる場合があることである。これについて、判例は混乱している状況にある¹⁹⁴。

3 教育における障害者差別の禁止

(1) IDEA における障害者差別を禁止する法令の概要

ア 概要

1975年に現在の障害者教育法 (Individuals with Disabilities Education Act: 以下 IDEA という) の前身となる全障害児教育法 (Educational for All Handicapped Children act : 以下 EAHCA という) が制定された。2004年の IDEA の改正に至るまで当該法は幾多の改正を経てきたが、これは判決の影響によるところが大きい。例えば EAHCA の制定には Pennsylvania Ass'n for Retarded Children v. Pennsylvania 判決¹⁹⁵、Mills v. Board of Education 判決¹⁹⁶の二つの判決が大きな影響を及ぼしている。

この法律の主たる目的はすべての障害児に対して無償かつ適切な公教育を提供することであり、この目的を達成する手段の一つとして、EAHCA は個別教育プログラム (Individualized Education Program : 以下 IEP という) を設け、それぞれの障害児が抱えるニーズに基づいて教育の内容を定め、これを実施することを州に課している。EAHCA に規定された IEP の枠組みは現在の IDEA においても変わっていない。

1990年に EAHCA は IDEA に名称変更されたのであるが、IDEA の目的はすべての

¹⁹³ Ibid. pp.15.

¹⁹⁴ P. Blanck *et al*, *Disability, Civil Rights Law and Policy*, (Thomson-West; St. Pal, 2005) p.738-.

¹⁹⁵ 334 F. Supp. 1257 (E.D. Pa. 1971) , 343 F. Supp. 279 (E.D. Pa. 1972)

¹⁹⁶ 348 F. Supp. 866 (D.D.C. 1972)

障害児が無償かつ適切な公教育（特にこの場合には各障害児のニーズを満たし、そしてさらに進んだ教育、雇用、独立して生活するための準備を行う特別教育や関連サービスが含まれる）を受けることを保障し、障害児の権利やそのような児童の親の権利を保護することである¹⁹⁷。

イ 無償かつ適切な公教育

IDEA は公立の初等中等教育プログラムや活動を実施する州や自治体は、その管轄区において障害者と認定された者に無償かつ適切な公教育を提供しなければならないとしている¹⁹⁸。無償かつ適切な公教育とは特別教育と関連サービスを意味しており、これらは (A) 公的な指導のもとで公的支出により提供され、(B) 州の教育行政機関の基準を満たし、(C) 州が関与する、適切な幼稚園、初等中等学校による教育を含み、(D) 個別教育プログラム (IEP) に見合うように提供されねばならない¹⁹⁹。IDEA の定義によると、特別教育とは「保護者に費用の負担をかけず、障害を抱える児童の特別なニーズを満たすよう、特別に定められた教育」となっている²⁰⁰。IDEA は何が適切なサービスであるのかについて実体的な基準を定めておらず、個別教育プログラム (IEP) を定めることで、障害を抱える各生徒に即した教育を行うよう学校に求めている。また、関連サービスとは、移動に際しての乗り物や、障害児が IEP に定められた無償かつ適切な公教育を受けられるように企図された援助サービスを指す。関連サービスの主要な目的は、IEP に定められた無償かつ適切な公教育を受けられるようにすることであり、障害児が特別教育による利益を得られるように援助することである²⁰¹。

無償かつ適切な公教育はリハビリテーション法 504 条の規則においても規定されており、ここにおいて適切な教育とは、健常者の教育ニーズを保障するのと同程度に、適切に障害者個々人の教育ニーズを充たす通常あるいは特別教育、それに関連する補助やサービスを提供することであり²⁰²、無償教育とは、障害者やその親、保護者に対して費用を請求することなく教育や関連サービスを提供することを意味す

¹⁹⁷ 20U.S.C. §1400 (d) (1) (A) - (B) .なお、2004 年の IDEA の改正によって、人種と民族性に基づく生徒の立場に言及する新たな条項が加えられた。IDEA は州や地方の教育委員会に対し、人種や民族性を理由に生徒が障害児であることを見落とされないような手続や政策を整備することを規定したのである。この条文は、各教育機関に対し特別教育クラスにおけるマイノリティグループ出身の生徒の数を記録することと、大きな比率を占めていると考えられるグループに対しては、早い段階で何らかの介入をすることを求めている。また、IDEA は、教育機関に対して、人種や民族別に構成された情報を含むデータを考察し、長期間問題が保留されているケースや障害児の排除等について調査するように要求している (20U.S.C. §1412 (a) (22) (A) ,1418 (d) (1) (C))。

¹⁹⁸ 34C.F.R. §104.33 (a) .

¹⁹⁹ 20U.S.C. §1401 (9) .

²⁰⁰ 20U.S.C. §1401 (29) .

²⁰¹ 20U.S.C. §1401 (26) . IDEA は合理的便宜という言葉を用いてはいないが、無償かつ適切な公教育、及び関連サービスを提供することが、障害児教育における合理的便宜に該当すると考えられる。

²⁰² 34C.F.R. §104.33 (b) .

る²⁰³。ただし IDEA における無償かつ適切な公教育と、1973 年リハビリテーション法 504 条の規則における無償かつ適切な公教育は、類似しているが同一のものではないとされており、最も大きな違いは、504 条の規則における無償かつ適切な公教育は、健常児との比較において障害児の教育ニーズを規定していることであるとされている²⁰⁴。

また、障害を抱える生徒は、可能な限り、通常の生徒が行う教育プログラムや活動を行う資格を有するとされる。このようなアクセスを拒否することは、リハビリテーション法に違反するし、IDEA の規則は学校側に対して障害を抱える生徒が課外活動に参加することも要求している。リハビリテーション法は、連邦の支出によるサービスを受けているものは、いかなるプログラムにも参加できるように合理的便宜を受けるべきとしているのである²⁰⁵。

ウ 特別教育を受けるための資格

IDEA の下では、特別教育を要求しない限りその生徒は障害児とはみなされないとされている。IDEA は 3 歳から 21 歳までの生徒で障害児として認定された者は特別教育を受けることができるとしており²⁰⁶、いかに障害の程度が重くとも無償かつ適切な公教育を拒否してはならないとされる²⁰⁷。特別教育を受ける適格性は、生徒がサービスを必要としていることが前提となっており、彼らが IDEA の規則に定義されている障害児の定義に該当した場合に認められるとされる²⁰⁸。

規則によると障害児とは、精神遅滞、聴覚障害、言語障害、視覚障害、深刻な情動障害 (emotional disturbance)、身体的な (orthopedic) 障害、外傷性脳障害、その他の健康障害、特殊な学習障害、聾盲、重複性障害のいずれかの傷害を有しているか、また、3 歳から 9 歳までの児童で発達遅滞²⁰⁹の状態にある者で特別教育や関連サービスを必要とする者と定義されている²¹⁰。規則において各障害の定義がなされているが、特に情動障害、その他の健康障害、特殊な学習障害については詳細な規定が定められている。

まず情動障害は、(A) 知能 (intellectual)、感覚 (sensory)、健康の要因では説明のつかない学習困難、(B) 同級生や教師との間で満足のいく相互関係を築き、又は維

²⁰³ 34C.F.R. §104.33 (c) .

²⁰⁴ Mark H. v Lemahieu (2008, CA9 Hawaii) 513 F Supp 902.

²⁰⁵ 34C.F.R. §104.12 (a) .

²⁰⁶ 20U.S.C. §1412 (a) (1) (A) .

²⁰⁷ ただし 21 歳未満であっても生徒が望まないのであればサービスを受けることはない。

²⁰⁸ 34C.F.R. §300.8

²⁰⁹ 発達遅滞は州により規定され、適切な診断方法や手続によって判断され、身体的発達、認識発達、コミュニケーション発達、社会性・情動性発達、順応性発達のいずれかにおいて見られるものとされる (34C.F.R. 300.8 (b) (1))。

²¹⁰ 34C.F.R. 300.8 (a) ; ただし、関連サービスのみを必要とする者は IDEA における障害児とはみなされない。

持することができないこと、(C) 通常の環境における不適切な行動や感情、(D) 不幸福感や鬱状態になる一般的な広汎性 (pervasive) の気分障害 (mood)、(E) 個人や学校の問題に関して身体的症状 (physical symptoms) や不安感 (fears) を高める傾向にあること、のうちのいずれか一つ以上の症状を長期間にわたって示し、それが教育活動に支障をきたす場合に認められる²¹¹。また、情動障害に統合失調症も含まれるが、上記の (A) ~ (E) のいずれかに該当しない限り、社会不適合 (socially maladjusted) の児童はこれに含まれない。

情動障害への適合が問題となるのは、「教育活動に支障をきたす」か否かを判断するために、情動障害と子供の教育との因果関係を明確にしなければならないからである。例えば *Doe v. Board of Education of the State of Connecticut* 判決²¹²や *J.D. v. Pawlet School District* 判決²¹³においては子供が精神的な疾患を抱えていたとしても、それが彼の教育を受ける能力等に影響を及ぼさないのであれば、彼は IDEA による特別教育を受ける資格を得られないと解釈している。一方、*Bobb v. Knox County School System* 判決²¹⁴は、平均的な知能指数を有しているが、クラスメートと協調できず、通常の社会的つながりを持つことができなかったために、長期にわたり不登校が続いていた生徒について、深刻な情緒障害であると認め、IDEA におけるサービスを受ける資格を認めた。

次にその他の健康障害とは、ぜんそく、注意欠陥障害、注意欠陥多動障害 (ADHD)、糖尿病、てんかん、心臓病、血友病、鉛中毒、白血病、腎炎、リュウマチ熱、鎌状赤血球貧血、トウレット症候群のような慢性あるいは急性の健康問題のため、教育活動に支障をきたすことを指す²¹⁵。エイズや B 型肝炎の場合に問題になることが多いが、生徒の病気の進行の程度によって判断するものとされる。

最後に特殊な学習障害とは、理解や言語を用いる場合、あるいはスピーチや筆記を行う場合の基本となる精神活動のプロセスのいずれかに障害があることを指し、それは聞く、考える、話す、読む、書く、綴る、数学的な計算を行う等の行為を完全に行うことができないといった状態を表わす。知覚障害や、脳傷害、最低限の脳機能障害、難読症、失語症などの症状が含まれる²¹⁶。

州によっては、IDEA や規則に挙げられているものに加えて、障害のカテゴリーを定めているものもあるし、カテゴリーを定めずに特別教育を提供しているものもある。

²¹¹ 34C.F.R.300.8 (c) (4) (i) .

²¹² 753 F.Supp.65 (D.Conn.1990) .

²¹³ 224 F.3d 60 (2d Cir. 2000) .

²¹⁴ 965 F.2d 104 (6th Cir. 1992) .

²¹⁵ 34C.F.R.300.8 (c) (9) .

²¹⁶ 34C.F.R.300.8 (c) (10) ; 学習障害を抱える生徒を認定する際に、従来は口頭による表現、聞き取り能力、筆記能力、基礎的な読解能力・計算・数学的な論証能力を考慮して生徒の適格性を判断していたが、2004年のIDEAの改正によって、学校側は認定手続の中に科学的な調査に基づく手法を取り入れて認定を行うよう定められた。

る。

＊ 私立学校に在籍する生徒の場合

親によって私立学校に入学させられた障害を抱える生徒は、特別教育及びその関連サービスを受ける資格がないとされる²¹⁷。しかし、公立学校は、その管轄内にある学校に通う、若しくは在住する障害を抱える私立学校の生徒の状況を把握しなければならぬとされ²¹⁸、教育委員会は、私立学校の生徒であっても IDEA に準じたプログラムに参加できるような計画を作成するように求められている²¹⁹（このような規定に、教育委員会が無償かつ適切な教育の下で公費により私立学校（民間施設）に在籍させている生徒は含まれていない）。

また、IDEA と規則は親が自発的に私立学校に入学させた生徒であっても、場合によっては特別教育のサービスを受ける資格があるとしている²²⁰。ただしこのような場合、規則は公立学校の職員に対しサービス計画を作成し、私立学校に在籍する生徒の中でいずれの生徒が要件を満たすのかを決定する権限を与えている²²¹。

私立学校に在籍する生徒は、公立学校の教育者と同じ基準を満たす職員からサービスを受ける資格があるとされる²²²。私立学校の生徒について、IEP の作成は求められていないが、サービス計画には IEP において求められているものと同様の内容が含まれなければならない、また、IEP と同様の手続を踏んで作成されねばならない²²³。

エ 手続的デュー・プロセス

IDEA の目的は、親と協力することで児童に対し適切な教育プログラムを提供することである。このような目的を達成するために、議会は親に対して実質的な手続的デュー・プロセスの権利を与えたとされるが、教育関連法においてこのような権利を付与した前例はなかった。IDEA の条文によると、教育行政機関は親の承諾なく活動することはできず、生徒の認定や、最初に処遇を定める際には親の同意が必要であるとしている²²⁴。また、教育行政機関が既定の処遇を変更する際は、適切な告知を行うことが定められている²²⁵。その他に IDEA は親に対して特別教育のプロセスに関する記録を閲覧する権利や、教育行政機関の認定に納得がいけない場合は、独立機関による認定を得る権利、子供の障害の認定や、教育上の処遇が議論されるあらゆるミーティングに参加する権利も認めているとされる。2004 年に修正された IDEA

²¹⁷ 34C.F.R. §300.137 (a) .

²¹⁸ 34C.F.R. §300.131 (a) .

²¹⁹ 34C.F.R. §300.130.

²²⁰ 20U.S.C. §1412 (a) (10) ;34C.F.R. §300.132.

²²¹ 34C.F.R. §300.137 (b) (2) .

²²² 34C.F.R. §300.138 (a) (1) .

²²³ 34C.F.R. §300.138 (b) (1) ;34C.F.R. §300.138 (b) (1) .

²²⁴ 20U.S.C. §1414 (a) (D) .

²²⁵ 20U.S.C. §1415 (b) (3) .

は親の定義を広げている。

IDEA の特性の中でも、障害を抱える生徒へのデュー・プロセスによる保護のシステムは特に複雑なものとされる。その理由としては、それぞれの生徒の状態を適切に把握し、認定するためには詳細な手続が必要になってくるからであると考えられる。IDEA における手続的保護は非常に重視されており、例えば特別教育についてのリーディングケースである *Rowley* 判決において連邦最高裁は、障害を抱える生徒の処遇が、IDEA の手続にのっとって定められたものでないのならば、その決定は不適切なものであると述べており²²⁶、またその他の裁判例においても州が無償かつ適切な教育を提供しているか否かを判断する場合、裁判所はまず州が法の規定する手続に従っているかということ、そして次に、これらの手続を通して作成された IEP が子供に教育の利益を保障するものと合理的に推認できるかを判断しなければならないとされている²²⁷。

以下手続的デュー・プロセスについて、(ア) IEP と (イ) 手続的保護に分けて考察する。

(ア) IEP

教育省が IEP を「特別教育の礎石」と称しているように、EAHCA の制定以降現在の IDEA に至るまで一貫して IEP は特別教育の核となっている。障害児の親や学校職員が共同してその作成が行われるが、障害児の認定を行う第一次評価 (initial evaluations) を経た上で、IEP の作成は行われる²²⁸。

a 第一次評価 (initial evaluations) ²²⁹

特別教育や関連サービスを提供するにあたって、州や地方の教育関連行政機関は子供の障害認定を行わなければならないが、その際に親に対して十分な説明を行い親の同意を得なければならない²³⁰。親の同意が得られた場合、60 日以内に子供が障害を有しているかについて判定を行い、当該児童の教育的ニーズを決定し

²²⁶ 458 U.S. 176 (1982) .

²²⁷ *Cain v. Yukon Public Schools, Dist.* (1985, CA10 Okla.) 775 F2d 15.

²²⁸ 適切な認定手続を経ないで IEP が作成された場合、これは無効となる。例えば、*Bonadonna v. Cooperman* 判決において、ニュージャージー州第一審裁判所は、耳が不自由な生徒に対して、適切な認定手続によらず提案された IEP は妥当ではないと判断した。裁判所は学校側の認定チームが行った認定手続は、一つの領域についてのものだけであるとし、また、学校職員は生徒の行動を認定するのに妥当な設備を用いておらず、その手続も聴覚障害の生徒にはそぐわないものであったと判断した。さらに、裁判所は学校側が専門家チームの中に、聴覚障害についての専門家を加えていなかったと指摘している。

²²⁹ IDEA は州に対して、すべての障害児が適切に認定される手続を定めるように規定し (20U.S.C. §1412 (a) (3))、試験や認定項目が人種や文化的偏見によって左右されてはならないとしている (20U.S.C. §1412 (a) (6) (B) , 1414 (b) (2) (B))。そして、母語やコミュニケーションの手段として用いられている言語が英語でない生徒の場合、彼らが用いる言語によって認定を行う必要がある (20U.S.C. §1412 (a) (6) (B) , 1414 (b) (2) (B)) と規定している。

²³⁰ 20U.S.C. §1414 (a) (1) (D) .

なければならない²³¹。また、地方教育行政機関は、少なくとも3年ごとに障害を抱える生徒について再認定を行わねばならないが、学校側に正当な理由がある場合、又は親や教師からそのような要求があった場合は、3年以内であっても再認定を行わねばならない。教育行政機関が生徒の処遇について重要な変更を求める場合も、再認定は必要となる²³²。

認定の手続は複数の専門領域において行われねばならず、各生徒の障害の認定や処遇を定める基準はそれぞれの手続において異なる。最終的な生徒の適格性について決定は、資格を有する専門家らによるチームと児童の親とが協調して行うことになっている²³³。

b IEP

IEP は、それぞれの障害児に対して書面にて提示されるものであり²³⁴、障害児の親、子供が通常学級に在籍する場合は一名以上の通常教育担当の教員、特別教育の教師や提供者、教育委員会の代表、評価結果を解釈できる個人から成るチームで作成される²³⁵。親や教育委員会からの要求があった場合は、該当者以外の者の参加も認められるし、また、適切であるならば生徒自身も参加できる。親の同意が得られれば、IEP チームのメンバーであっても会議に参加しなくともよいが、書面にてレポートを提出しなければならない²³⁶。IEP の会議は、適切な教育プログラムを障害を抱えた子供に提供するために親に認められた重要な機会であり、会議に参加することで、親は子供の教育上の処遇について議論を行ったり、情報を提供したりすることができるのである。したがって、IDEA の規則は、少なくとも片親だけでも IEP の会議に出席できるように、学校の教職員は段取りをしなければならないとしている²³⁷。IEP の会議は、子供に特別教育やその関連サービスが必要であるということが決定してから 30 日以内に開催されねばならない²³⁸。

IEP の内容には、子供の現在の学習到達度や身体的機能について、また通常教育のカリキュラムにおいて子供の傷害がどのような影響を及ぼすか、といったことが含まれる²³⁹。IEP には、その他に年次目標、IEP チームが目標への到達度を

²³¹ 20U.S.C. §1414 (a) (1) (C) . これは IDEA の 60 日ルールといわれるが、州法に特別の規定がある場合はこの限りではない。また、児童の親が繰り返し認定を拒否した場合もこのルールは適用されない。第 8 巡回区裁判所は、*R.L. ex rel Mr. and Mrs. L. v. Plainville Board of Education* 判決において、IDEA は親が IDEA に基づくサービスを拒否することや、あらゆる利益を放棄することを認めていると判示した。

²³² 20U.S.C. §1414 (a) (2) .

²³³ 20U.S.C. §1414 (b) (4) (a) .

²³⁴ 20U.S.C. §1414 (d) (1) (A) .

²³⁵ 20U.S.C. §1414 (d) (1) (B) .

²³⁶ 20U.S.C. §1414 (d) (1) (C) .

²³⁷ 34C.F.R. §300.322.

²³⁸ 34C.F.R. §300.323. (c) (1) .

²³⁹ 20U.S.C. §1414 (d) (1) .

判断する方法、提供されるべき特別教育、児童が通常の教育プログラムに参加できる程度、州による判定を受ける場合に生徒に必要な配慮、サービスの開始や継続等について記載されねばならない²⁴⁰。

IEP は各学年の始業時に効力を発するが²⁴¹、年度途中で IEP を変更する場合、親と教育機関との間で会議を開かないことに同意していれば書面にて変更点を示せばよい²⁴²。2004 年の IDEA の改正は、IEP について二つの重要な変化をもたらした。まず、IDEA は障害を抱える生徒のベンチマークや短期目標の必要性を削除したということがあげられる²⁴³。また、3 年以内であれば、複数年にわたる IEP を試験的に実施することを認めたということもあげられる²⁴⁴。

(イ) 手続的保護

IDEA は州等に対して無償かつ適切な公教育を提供するにあたって、障害児やその親に手続的保護を保障するように定めている²⁴⁵。IDEA の手続の中には a (a) 障害児の親に対してその子供に関するすべての記録を調査する機会、(b) 子供の教育評価や、その教育上の処遇、無償かつ適切な公教育に係る会議に参加する機会²⁴⁶、b 独立した教育評価を行う機会を与えること²⁴⁷、c 子供の教育上の処遇や無償かつ適切な公教育等を提案あるいは変更する場合、親に対して書面による事前の告知を行うこと²⁴⁸、d 調停の機会を与えること²⁴⁹、e 不服を申し立てる機会を提供すること²⁵⁰等が含まれており、以下 a~e の内容について具体的に述べることにする²⁵¹。なお、d、e の部分は権利救済に該当する。

a 記録を調査する機会・会議に参加する機会

(a) 記録を調査する機会

障害児の親がその子供の記録を調査する機会は、1974 年の家族の教育的権利

²⁴⁰ *Id.*

²⁴¹ 20U.S.C. §1414 (d) (2) (A) .

²⁴² 20U.S.C. §1414 (d) (4) .

²⁴³ 20U.S.C. §1414 (d) (1) (A) (I) .

²⁴⁴ 20U.S.C. §1414 (d) (5) (A) .

²⁴⁵ 20U.S.C. §1415 (a) .

²⁴⁶ 20U.S.C. §1415 (b) (1) .

²⁴⁷ *Id.*

²⁴⁸ 20U.S.C. §1415 (b) (3) .

²⁴⁹ 20U.S.C. §1415 (b) (5) .

²⁵⁰ 20U.S.C. §1415 (b) (6) .

²⁵¹ 行政審理や司法手続が継続している間、生徒は「現在の処遇」がそのまま適用される (20U.S.C. §1415 (j))。この条文は、ステータス・クオ条項とよばれ、多くの訴訟で問題とされている。ステータス・クオ条項の目的は教育の安定と一貫性を与えることである。ステータス・クオ条項の例外は、学校側が生徒を現在の処遇のままにしておくことが、本人あるいは他者に対して危険を生じさせる、あるいは実質的に教育を中断させてしまうと判断した場合である (20U.S.C. §1415 (k) (3) (B) (ii))。

及びプライバシー法 (Family Educational Rights and Privacy Act : 以下 FERPA) ²⁵² や規則²⁵³において定められている。FERPA は、親がその子供の教育上の記録を閲覧し調査する権利を認めており、州の行政機関等は親からの記録を開示する請求があった場合、合理的な期間内に無償でそれを提示する義務が課されており、親の同意がない限り 45 日以内に開示しなければならない²⁵⁴。生徒が 18 歳の誕生日を迎えた場合や中等学校以上に進んでいる場合は、情報にアクセスする権利や開示の同意等については生徒自身の意思にゆだねられるが、特別教育の場合は、学校側が年齢や障害の程度等から判断するとされる²⁵⁵。また、親が情報にアクセスする権利とともに、FERPA は学校教職員が各親に対して、子供の記録の中に記入されている情報について、合理的な解釈や説明を行うことを求めている²⁵⁶。

²⁵² 20U.S.C. §1232g.

FERPA は一方で、子供の情報を保護するために部外者がそれらの記録にアクセスすることを制限している。FERPA が対象としているのは、教育機関に保有されるすべての教育上の記録である。多くの教育委員会は生徒の「名前、住所、電話番号、誕生日、出生地等」が含まれるディレクトリ情報を保有している (20U.S.C. §1232g (a) (5) (A))。学校関係者が在籍中の生徒のこれらの情報を開示する際には、事前に開示される記録の種類を親に告知し、資料の開示の諾否について親が判断する適切な時間を与えなければならない (20U.S.C. §1232g (a) (5) (B) ; 34C.F.R. §99.37)。ただし、ディレクトリ情報の場合、卒業生の者に関してはこれに該当しない (34C.F.R. §99.7, 300.612)。親は教育上の記録について閲覧、検討を行い、修正を求める権利、開示に際しては同意を与える権利、連邦教育省に対して不服を申し立てる権利を有するのであるが、学校職員は親に対して、彼らがこれらの権利を有することを知らせなければならない (34C.F.R. §99.7, 300.612)。親は、合理的な手段によりこれらの知らせを受けることになっている (ただし、教育上の記録に該当しない 4 つの例外が存在する)。

通常当事者は、書面による親の同意が得られれば学校の記録にアクセスすることができる (20U.S.C. §1232g (b) (1) ; 1232g (b) (2) (a))。ただし FERPA は、親の同意が必要とされない 9 つの例外を定めており、このような例外が設けられたのは職員の移動等の際に学校行政が円滑に行われるようにするため等の理由があげられる。

また、第三者が生徒の記録の開示を求める場合、親から書面にて同意を得なければならないが、その中には開示する記録、開示を認めた理由、情報が提供される相手が明記されなければならない。また、FERPA は、親は開示された情報のコピーを取得する権利があると規定している。FERPA は、親が子供の記録を検討する機会を拒否された場合、あるいは記録が承諾なく開示された場合についての条文を含んでいる。2002 年の *Gonzaga University v. Doe* 判決において、連邦最高裁は権利を侵害されたものは、書面にて侵害された権利の詳細を記し、教育に関する家族政策監査局 (Education's Family Policy Compliance Office : 以下 FPCO) に不服申立てをしなければならないと判示した (34C.F.R. §99.63)。不服申立ては権利が侵害された時、あるいは権利を侵害された者がそれを知った日、合理的にそれについて知るべきであった日から 180 日以内に行われなければならない。FPCO は不服申立てを受けた場合、教育機関に対して書面にて訴えられている権利侵害の内容について知らせ、訴えについて調査を進める前に (34C.F.R. §99.65)、教育機関が親の要求に応じるか尋ねなければならない。FPCO が調査を行った結果、親の権利が侵害されていることが認められた場合は、教育省は当該プログラムに対する支出を保留し、教育機関に対し親の訴え受け入れるように命じることができる。もし教育機関がしかるべき期間内にこれに従わない場合は、当該プログラムへの連邦からの財政支出を停止することもできる (34C.F.R. §99.67)。

²⁵³ 34C.F.R. §99.4

²⁵⁴ 20U.S.C. §1232g (a) (1) (A) . ただし教育上の記録に複数の生徒の情報が含まれる場合は、親は自分の子供に関する情報の部分しか閲覧することができない。また、FERPA は子供の親権 (保護監督権) を持たない親に対してもこの権利を認めている。34C.F.R. §99.4.

²⁵⁵ 20U.S.C. §1232g (d) .

²⁵⁶ 34C.F.R. §99.10 (c) . また親が教育上の記録に不服がある場合、学校に対して情報の修正を求めることができる (34C.F.R. §99.20 (a) , 300.618 (a))。学校側が適切な期間内に記録を修正することを拒否した場合、

(b) 会議に参加する機会

障害児の親は、子供の評価 (evaluation) や教育上の処遇 (educational placement) 等及び無償かつ適切な公教育について判断する会議に参加する機会を与えられる²⁵⁷。特に子供の教育上の処遇を決定する際には、その子供の親は決定を行うグループのメンバーとして参加しなければならない²⁵⁸、親が参加できない場合、行政機関は電話やビデオによる会議等の手段を用いて親の参加を確保しなければならない²⁵⁹。

b 独立した教育評価

障害児の親は、行政機関により出された評価に同意できない場合、公費にてその子供に独立した教育評価を受けさせる権利を有する²⁶⁰。独立した教育評価とは、子供に対して教育を提供する責任を負っている行政機関に雇われているのではない調査官 (examiner) によって行われる評価を意味し²⁶¹、行政機関は親に対して個別の教育評価に関する情報や評価を行う際の基準についての情報を提供しなければならない²⁶²。

親から独立した教育評価の要求があった場合、行政機関は不必要に遅れることなく、行政機関が出した評価が適切であることを示すために、デュー・プロセスによる不服申立てを提起し聴聞 (hearing) を要求するか、公費にて独立した教育評価を行わねばならない²⁶³。行政機関がデュー・プロセスによる不服申立てを行った場合も、親は独立した教育評価を受ける権利を有するが、この場合の評価は公費では行われ²⁶⁴ない。

c 告知

行政機関は子供の教育上の処遇や無償かつ適切な公教育等を提案あるいは否

親は聴聞を受ける資格を有することになる。聴聞官は訴えられている資料が正確か否かについて判断を行う。

聴聞官は、聴聞を行い適正な期間内で記録の修正について決定を下さねばならない。聴聞官が、訴えられている資料が不正確で、生徒の権利を侵していることを認めた場合は、学校側は速やかに修正を行い、親に対して修正がなされたことを書面にて伝えねばならない (34C.F.R. §§99.21 (b) (1), 300.620 (a))。逆の場合は、学校側は修正等を行う必要はない。

²⁵⁷ 34C.F.R. §300.501 (b) .

²⁵⁸ 34C.F.R. §300.501 (c) (1) .

²⁵⁹ 34C.F.R. §300.501 (c) (3) .

²⁶⁰ 34C.F.R. §300.502 (a) (1) .

²⁶¹ 34C.F.R. §300.502 (a) (3) (i) .

²⁶² 34C.F.R. §300.502 (a) (2) .

²⁶³ 34C.F.R. §300.502 (b) (2) .

²⁶⁴ 34C.F.R. §300.502 (b) (3) .

定、変更する場合、親に対して書面による事前の告知を行わねばならない²⁶⁵。この場合の告知の内容には、①行政機関が行う提案や変更等の活動についての記述や②それらの行政活動を行う理由の説明、③提案等を行う際に用いた評価手続やアセスメント、記録、レポートについての記述、④障害児の親が手続的保護を保障されていること、⑤親の理解を助ける情報源、⑥IEP チームが提案したものとは異なる選択肢、及び IEP チームによる提案を否定する理由、⑦評価等に関連するその他の要因、が含まれるよう規定されている²⁶⁶。

また、IDEA は手続的保護についても、行政機関が親に書面にてその権利を告知するように要求している²⁶⁷。委員会が親に対して彼らが有する権利を告知しない場合は、子供の教育に参加する権利を制限することになると複数の判決が認めている。告知は公共語と考えられる言語にて行われるが、必要とあれば、親の母語に翻訳したものを提供しなければならない。書面による告知が不適切である場合は、口頭による告知が行われる場合もある²⁶⁸。

親が告知を受ける資格を得るのは、彼らの子供が最初に障害の認定を受ける際、あるいは彼らが IDEA に関連する不服申立てを行う際とされる²⁶⁹。

d 調停 (mediation)

IDEA 及びその規則は州の行政機関等に対して、親や学校等当事者が調停のプロセスをつうじて紛争を解決することができるような手続を定め実施するように規定している²⁷⁰。IDEA は、①調停は当事者が自発的に行うものでなければならず、②親のデュー・プロセスの不服申立てを行い聴聞を受ける権利を侵害したり、遅延させたり、あるいはその他の権利を侵害するために用いられるようなことがあってはならず、③訓練を受けた、資格のある、公正なメディエーター (mediator) により行われねばならないと規定している²⁷¹。メディエーターは特別教育や法律、規則についての知識を有する適格な者が州のリストに登録されて

²⁶⁵ 34C.F.R. § 300.503 (a) , 20U.S.C. § 1415 (c) .

²⁶⁶ 34C.F.R. § 300.504 (a) (1) ~ (7) .

²⁶⁷ 20U.S.C. § 1415 (d) (1) (A) ; 34C.F.R. § 300.504.

²⁶⁸ 34C.F.R. § 300.503 (c) (2) (i) .

²⁶⁹ 20U.S.C. § 1415 (d) (1) (A) . 教育行政機関は児童の IEP を作成する会議について親に告知しなければならないと IDEA は規定しているが、これは、生徒の教育方針を議論する際には常に親に告知しなければならないということを意味しているのではない。例えば、1995 年の *Buser v. Corp. U.S.C. hristi Independent School* 判決は、教師が生徒の進路について行政関係者と議論する際には常に、学校側が親に告知をしなければならないわけではないとした。また、2003 年の *N.L. ex rel. Ms. C. v. Knox County Schools* 判決は、IEP チームによるミーティングに先立ち学校職員がその運営方法について話し合う場合も、親に対して告知する必要はないとしている。

²⁷⁰ 20U.S.C. § 1415 (e) (1) , 34C.F.R. § 300.506 (a) .

²⁷¹ 20U.S.C. § 1415 (e) (2) (A) , 34C.F.R. § 300.506 (b) (1) . IDEA は強制的に調停を行うことを禁止している (20U.S.C. § 1412 (a) (25) .)。

いるが²⁷²、州や教育委員会、調停を要求している生徒に直接サービスを提供しているその他の行政機関の職員であってはならないし、利害関係者であってはならない²⁷³。

調停は時宜にかなった方法で、当事者に都合のよい場所で行われねばならず²⁷⁴、その費用は州が負担する²⁷⁵。調停を通じて当事者間で合意に至った場合は書面にてそれを公表しなければならないが²⁷⁶、調停の過程での議論は公にされることはなく、後のデュー・プロセスの聴聞において証拠として用いられることはない²⁷⁷。

e 不服申立て

障害児の親が IEP、若しくは無償かつ適切な教育についての内容に納得せず不服を申し立てた時点でデュー・プロセスの聴聞の手続は開始されるが、2004 年の改正法は不服申立てに期限を設け、当事者がその訴えの原因となった行政行為に気づいた時、あるいは気づいたとされる時から 2 年以内に申立てを行わねばならないとした²⁷⁸。

行政機関は当事者がデュー・プロセスの不服申立てを行えるような手続を用意しなければならない²⁷⁹。不服申立ての中には、子供の名前、住所、子供が在籍する学校の名称、問題となっている事柄やそれに関する事実の記述、現時点で考えうる問題解決の提案等が含まれねばならない²⁸⁰。不服を申し立てられた側は、10 日以内に提出された問題について検討し、当事者間で同意が得られ、聴聞官 (hearing officer) が聴聞 (hearing) の 5 日前までに許可を与えた場合は修正が行われる²⁸¹。不服申立てが提起された日から 15 日以内に地方教育行政機関はデュー・プロセスの聴聞に先立ち、親や関係者、IEP チームのメンバー、政策決定の権限を持つ行政機関の代表を招集して会議を開かなければならない²⁸²。ただし、親と地方行政機関が会議を開催しないことを書面にて同意した場合や、調停を用いることに同意した場合は、会議を開く必要はない²⁸³。しかし、親が地方行政機関の説得にもかかわらず会議への出席を拒否した場合は、然るべき期間を経たのちデュー・プロセスの不服申立ては却下される²⁸⁴。このような事前の会議によっ

²⁷² 20U.S.C. §1415 (e) (2) (C) .

²⁷³ 34C.F.R. §300.506 (c) (1) .

²⁷⁴ 20U.S.C. §1415 (e) (2) (E) .

²⁷⁵ 20U.S.C. §1415 (e) (2) (D) .

²⁷⁶ 20U.S.C. §1415 (e) (2) (F) .

²⁷⁷ 20U.S.C. §1415 (e) (2) (G) .

²⁷⁸ 20U.S.C. §1415 (b) (7) .

²⁷⁹ 34C.F.R. §300.508 (a) (1) .

²⁸⁰ 34C.F.R. §300.508 (b) (1) ~ (6) .

²⁸¹ 20U.S.C. §§1415 (c) (2) (B) - (E) .

²⁸² 34C.F.R. §300.510 (a) .

²⁸³ 34C.F.R. §300.510 (a) (3) .

²⁸⁴ 34C.F.R. §300.510 (b) (4) .

でも問題が解決せず、地方教育行政機関が訴状を受け取ってから 30 日以内に親らの同意を得られない場合は、デュー・プロセスの聴聞 (hearing) が行われる。デュー・プロセスの聴聞は州の教育行政機関によって行われるが、聴聞官 (hearing officer) は当該事件に関係のある州の教育機関や地方教育機関の労働者であってはならず、法律、連邦や州の規則、そして連邦及び州裁判所の法解釈について知識を有するものでなければならない²⁸⁵。そしてまた、「適切な基準となる法律に従って」聴聞を行い、書面にて裁決を下す知識や能力を有さねばならないとされる²⁸⁶。

無償かつ適切な公教育について聴聞官が決定を下す場合、その判断は実体的な理由に基づかねばならない²⁸⁷。ただし、手続的な瑕疵が、無償かつ適切な公教育を受ける子供の権利を侵害した場合、親の方針決定 (decision-making) プロセスへの参加を甚だしく妨害した場合、子供の教育上の利益をはく奪した場合はその限りではないとされる²⁸⁸。

審理の結果に不満がある場合、当事者は州及び連邦裁判所に訴訟を提起する権利を有しているが、訴訟を提起するには、IDEA のデュー・プロセスに関する条項に示されるすべての行政上の救済措置を経なければならないとされる²⁸⁹。

オ 監視

通常、州や地方行政機関が管理する障害児教育プログラムが IDEA の諸要件を満たしているか否かについて監督する (supervise) 責任を負っているのは州の教育行政機関であるが²⁹⁰、IDEA は連邦教育省に対しても、監視 (monitoring)、技術的な支援、強行(enforcement)を行う権限を認めている²⁹¹。教育省は、州の実施計画等を通じて IDEA の実施状況を監視し(monitor)、それが有効に行われていない場合には州の施策を強行し²⁹²、そして州に対して地方行政機関の監視 (monitoring) 等を行うよう要求することができる²⁹³。

²⁸⁵ 34C.F.R. §300.511 (c) .

²⁸⁶ 20U.S.C. §§1415 (f) (3) (A) (i) - (iv) .

²⁸⁷ 34C.F.R. §300.513 (a) .

²⁸⁸ 34C.F.R. §300.513 (a) (2) .

²⁸⁹ 20U.S.C. §1415 (i) (2) (A) .

²⁹⁰ 20U.S.C. §1412(11).

²⁹¹ 20U.S.C. §1416(a).

²⁹² ただし教育省が支援や介入等の強行的な活動を行う場合、下院の教育及び雇用調整委員会や上院の健康・教育・労働・年金委員会にレポートを提出しなければならない。20U.S.C. §1416(e)(5).

²⁹³ 20U.S.C. §1416(a)(1).

(2) 障害者教育における差別禁止・合理的便宜

ア 差別禁止

(ア) 禁止される差別

障害を抱える生徒の権利は、IDEA の他にリハビリテーション法の 504 条と ADA によって保障されている。

リハビリテーション法は、(1) 連邦政府²⁹⁴ (2) 連邦政府の委任機関²⁹⁵ (3) 連邦の支出を受けるもの²⁹⁶による障害者に対する差別を禁止している。(3) に該当するのが、いわゆる「セクション 504」であり、この中に、ほとんどの初等中等教育機関、高等教育機関が含まれる。障害者と認定された者は、障害があることのみを理由として、連邦からの支援を受けたプログラムや活動、行政機関あるいは米国郵政公社に係るプログラムや活動への参加から除外されること、利益の享受を拒否されること等、差別的な扱いをうけることがあってはならず²⁹⁷、プログラムや活動の中に大学やその他の高等教育機関、地方の教育機関、職業教育のシステム等が含まれる²⁹⁸。

このようにリハビリテーション法 504 条が禁止する差別とは、障害を理由に本来提供されるべき利益等が否定されることを意味するのであるが、これを教育に当てはめると、初等中等公教育のプログラムや活動を管轄するものは、障害者と認定された者に対して、その障害の状態や程度に関わらず、(無償かつ) 適切な公教育を提供しなければならないということになる²⁹⁹。

適切な教育の提供とは、通常又は特殊教育の提供やそれに関連する支援やサービスを提供することである。この支援やサービスとは、健常者のニーズと同じように適切に障害者の個別教育のニーズを満たすことを目的としており³⁰⁰、規則に規定された要件を満たす手続にのっとり行われねばならない³⁰¹。また、IEP (個別教育プログラム) を実施することも 504 条の基準を満たす手段の一つとなると規定されている³⁰²。

(イ) 障害者適格

リハビリテーション法 504 条は、障害者について (i) 個人の主要な生活活動を

²⁹⁴ 29U.S.C. §791.

²⁹⁵ 29U.S.C. §793.

²⁹⁶ 29U.S.C. §794.

²⁹⁷ 29U.S.C. §794 (a) .

²⁹⁸ 29U.S.C. §§794 (b) (2) (A) - (B)

²⁹⁹ 判例において IDEA の無償かつ適切な公教育とは区別されると解釈されている。

³⁰⁰ 34C.F.R. §104.33 (b) (1) (i) .

³⁰¹ 34C.F.R. §§104.34~104.36. 生徒に対して適切な教育を保障するために 504 条の規則は IDEA と類似のデュー・プロセスの要件を含んでいる。

³⁰² 34C.F.R. §§104.33 (a) - (b) .

実質的に制限する身体的、精神的な障害を有する者、(ii) そのような障害の記録を持つ者、(iii) そのような障害を有してきたとみなされる者、というように定義している³⁰³。さらに規則は、身体的・精神的障害についても規定している³⁰⁴。(i) の「主要な生活活動」とは、自分自身で手作業や歩行、見る、聞く、呼吸をする、学習する、労働するといった機能を意味する³⁰⁵。

(ii) の障害の記録を有するためには、身体的・精神的障害についての既往歴がなければならない³⁰⁶。

生徒が障害を有すると認められたら、次の段階では彼が「資格を得る」か否かについて判定する。資格について判断する際の基準は、(i) サービスの対象となる健常児と同じ年齢であること、(ii) 州法上、当該サービスを受けることができる障害者の年齢要件を満たすこと、(iii) IDEA の下、無償かつ適切な公教育の受給要件を満たす生徒であることの3つである³⁰⁷。

「資格を得た」生徒とは、障害を有しながらもプログラムや活動に参加することが認められた者であり、「合理的便宜」により可能な限りそれらのプログラムや活動に参加することが認められねばならない³⁰⁸。

公立学校において障害者として認定されるのは、公立の幼稚園、初等中等教育機関、成人の教育サービスに関して、(1) 健常者がサービスを受ける場合の年齢制限に該当すること、(2) 州法が障害者に対して提供しているサービスの年齢制限に該当すること、(3) IDEA における無償かつ適切な公教育を受ける要件を満たすこと³⁰⁹、といった要件を満たす者である。これに対し私立学校においては、(1) 高等教育や職業教育に関して、それぞれの教育プログラムや活動に参加するための、学問的、あるいは技術的な基準を満たす者、(2) 上記以外のサービスについて、サービスを受給する要件を満たす者が認定される³¹⁰。

イ 合理的便宜

1990年に制定された ADA は、リハビリテーション法が示した障害者の市民的権利をさらに拡充するために制定されたのであるが、その権利や義務についてはリハビリテーション法と重複する箇所がある。両者の違いとしては、リハビリテーション法は、政府の支出を受けたものにしか適用されないが、ADA はより広範に適用されるということがあげられよう。ADA は、主に3つの領域において差別を禁止してお

³⁰³ 29U.S.C. §706 (7) (B) .

³⁰⁴ 45C.F.R. §84.3 (j) (2) (i) , 34C.F.R. §104.3 (j) (2) (i) .

³⁰⁵ 34C.F.R. §104.3 (j) (2) (ii) .

³⁰⁶ 34C.F.R. §104.3 (j) (2) (iv) .

³⁰⁷ 34C.F.R. §104.3 (1) (2) .

³⁰⁸ 34C.F.R. §104.39.

³⁰⁹ 34C.F.R. §104.3 (1) (2) .

³¹⁰ 34C.F.R. §§104.3 (1) (3) - (4) .

り、個人の雇用（第 I 編）、州や地方自治体の活動（第 II 編）、民間所有の公共施設の場合へのアクセス（第 III 編）の三つに分けられる。教育の場合、公立の教育機関については第 II 編を根拠に、私立の教育機関（ただし宗教が関与しないもの）については第 III 編を根拠に適用される。この法律は、広範囲にわたって障害者への差別の排除を求める連邦の指針を与えたものとされる³¹¹。ADA の下において、障害者であると認定された場合は、公的機関が提供するプログラムに参加するに際して合理的便宜が与えられる³¹²。また ADA の第 III 編によって、私立の初等中等教育、高等教育プログラム、司法試験等の資格試験のプログラムもその対象とされる³¹³。

障害を抱える生徒と認定された者は、教育機関における教育課程（courses）や試験について合理的便宜が与えられる資格を得ることになる。教育機関は、その教育課程（courses）や試験の内容が根本的に変わるような、変更を行う必要はなく、過大な負担を負わなくともよいとされる。生徒から要求される便宜は、特定の障害に対して合理的かつ必要なものでなければならない。

高等教育機関は、授業やその他の教育施設等に平等にアクセスできるようにしなければならないとされるが、ADA の規則は障害者が試験を受ける場合、補助等をつけることにより試験方法を変更することを義務として規定している。

知覚障害や、手に障害を持つ者、又は言語障害がある者に試験を実施する場合、試験の目的が何であれ、個人の適性を正確に反映するような試験が選択され、実施されねばならない³¹⁴。試験は、試験についての合理的便宜の条項に規定されるように、障害を抱える生徒への差別を禁止する方法で行われなければならない。試験や講座は障害者が受けることのできる場所そして方法で提供されねばならない³¹⁵。試験は、障害者個人々に合わせて準備され、彼らが受験可能な方法で行われねばならない。したがって、試験の実施時間や提供方法は、それに即して変更することが求められる³¹⁶。

試験においては、補助や援助が提供されねばならない。試験における補助には、試験の録音や、手話や他の効果的な方法を用いて聴覚障害者が口頭試験を受けられるようにすること、視覚障害者や LD の人に試験用紙や答案用紙の点字化や拡大をすること、手に障害がある人に対してトランスクリイバーをつけること等、その他にも類似のサービス等が含まれるとされる³¹⁷。受験可能な設備がととのわない場合は、試験監督官とともに個人の家庭で受験することも可能とされる³¹⁸。試験の変更や補

³¹¹ 42U.S.C. §12101 (b) (2) .

³¹² 42U.S.C. §12111 (9) .

³¹³ 28C.F.R. §§36.202,36.203.

³¹⁴ 28C.F.R. §36.309 (b) .

³¹⁵ 28C.F.R. §36.309 (a) .

³¹⁶ 28C.F.R. §36.309 (b) (2) .

³¹⁷ 28C.F.R. §36.309 (b) (3) .

³¹⁸ 20C.F.R. §36.309 (b) (4) .

助は個人が要求した場合に提供しなければならない。

また、ADA の規則は教育機関が講座を提供する場合、障害者が受講可能な場所、方法で授業（courses）を提供するように変更を行わねばならないとしている。その変更方法としては、授業終了に要する時間の変更や、特別な要求への代用、講座の運営方法の変更などがあげられる³¹⁹。

障害者が授業に出席する場合も補助やサービスが必要となる。授業を提供する教育機関は、知覚、手、言語障害を持つ障害者に対して、適切な補助やサービスを提供しなければならないが、このような補助やサービスが根本的に授業の内容を変えてしまう場合や、過大な負担となってしまう場合は、この限りではないとしている³²⁰

授業における補助としては、録音されたテキスト、口頭により伝えられた資料を聴覚障害者に伝えるための手話や他の効果的な方法、視覚障害者や LD の生徒への、点字やテキストの拡大等、その他にも類似のサービスや活動があげられる³²¹。

ADA は、授業や試験の変更や補助にかかった費用を追加的に徴収することを禁止しており、規則は便宜を提供するに当たり、障害者個人やグループに対して、援助の提供や、障害の除去等、法が定める差別を禁止するための手段にかかった費用を課してはならないと規定している³²²。規則はまた、各機関に求められる便宜が過大な負担（undue burden）となっているかを判断するための規定も定めており、要求された援助の性質とそれに対するコスト、各機関の予算等について考慮するように求めている³²³

4 航空機アクセスにおける障害者差別の禁止

（1）差別禁止・合理的便宜

1986 年の航空機アクセス法（Air Carrier Access Act：以下 ACAA という）は、合衆国及び外国航空機による身体及び精神障害を理由にした差別を禁止し、障害を抱える乗客に対して便宜を図るように求めている³²⁴。運輸省はその規則において障害者に提供されるべきサービスの基準を定めている³²⁵。

³¹⁹ 28C.F.R. §§36.309 (c) (1) , (2) .

³²⁰ 28C.F.R. §36.309 (c) (3) .

³²¹ 28C.F.R. §36.309 (c) (3) .

³²² 28C.F.R. §36.309 (c) .

³²³ 28C.F.R. §36.104.

なお 3 章の参考文献として、Peter W. D. Wright and Pamela Darr Wright, *Special Education Law* (2007) , Charles J. Russo and Allan G. Osborne, Jr., *Special Education Law* (2008) , Kurt E. Hulett, *Legal Aspect Of Special Education* (2009) , Charles J. Russo and Allan G. Osborne, Jr., *Section 504 And The ADA* (2008) 等。

³²⁴ 49 U.S.C. A §1374 (c) , 14C.F.R. §382.1.

³²⁵ 空港の利用については、ADA の第 III 編についての運輸省の規則が適用される。14C.F.R. §23.

規則は差別禁止の要件として航空会社に次のことを禁止している。すなわち、(1) 障害者として認定された者に対して障害を理由とした差別を行ってはならない、(2) 障害者と認められたものが望まないにもかかわらず、特別なサービスを受けるよう要求してはならない、(3) 障害者として認められた者に対して、その他の者が利用できる空輸あるいは関連サービスについての利益を否定してはならない、(4) 障害者が自らあるいはその代理人を通して、ACAA や当該規則によって保障される権利を主張したからと言って、彼らに不利益な行為をしてはならないと規定している³²⁶。また、航空会社は、改正リハビリテーション法 504 条の基準に従い、差別の禁止を徹底させるために必要なおり方針、慣行及び施設を修正しなければならないとされているが、過大な負担を構成するような修正、又はプログラムを根本的に変更する修正を行うことまでは要求されない³²⁷。

当該規則は障害者の定義を規定しているが³²⁸、ADA の規則等と類似のものである。ただし、ACAA の差別禁止が適用される障害者の要件として、障害者本人に航空機のチケットを入手する、あるいは購入したチケットで航空機に搭乗する等の意思が確認されること、すべての乗客に適用される合理的で無差別な運送契約の要件を満たすこと等が加えられている³²⁹。

(2) 紛争解決

航空会社は、各空港に紛争解決局 (Complaints Resolution Officials : 以下 CRO という) を設置し、障害を抱える乗客に対して、その存在及び利用方法を教えなければならない³³⁰。障害を抱える乗客に、差別、便宜、サービスについての問題が生じた場合、航空会社の職員はまず問題を解決するのではなく、乗客に対して CRO に訴える権利があることを知らせ、乗客の代理として CRO に訴えるか、訴えるための手段を提供しなければならない³³¹。障害を抱える乗客が書面にて不服を申し立てる場合、CRO とコンタクトをとったか、対応した CRO の名称、コンタクトをとった日付を記し、可能ならば CRO から送付された書面を添付しなければならない³³²。

違法行為が生じる前に不服が申し立てられた場合、CRO は航空会社の職員に対して適切な行動をとるように指示すればよいが、実際に障害を抱える乗客の権利侵害が生

³²⁶ 14C.F.R. §382.11.

³²⁷ 14C.F.R. §382.7 (c) .

³²⁸ 14C.F.R. §382.5.

³²⁹ *Id.*

³³⁰ 14C.F.R. §382.151.

³³¹ 14C.F.R. §382.151 (c) (1) .

³³² 14C.F.R. §382.155 (b) .

じてしまった場合、CRO は不服を申し立てた者に対して、30 日以内に³³³書面にて事実の概要と侵害行為に対して航空会社が取べき対応を記し提供しなければならない³³⁴。ただし、事件が起きた日付より 45 日以上経過して不服が申し立てられた場合、CRO はこれに対応する必要はない³³⁵。

5 投票における障害者差別の禁止

(1) 差別禁止・合理的便宜

アメリカ合衆国投票援助法 (Help America Vote Act : 以下 HAVA という)

2002 年に制定されたアメリカ合衆国投票援助法 (HAVA) の第 III 編は「統一されかつ差別を禁止する選挙技術及び選挙管理の要件」と名付けられており、連邦選挙を実施するにあたって、州や地方自治体に対し一定の要件を課している。HAVA やその規則は、アメリカ合衆国選挙支援委員会が実施するプログラムや活動において、障害を理由に差別を行うことを禁止しており³³⁶、障害を抱える投票者が健常な投票者に与えられているのと同様の機能を行行使できるように便宜を図ることを求めている³³⁷。例えば候補者名簿を入手し読むことや、選択を行うこと、選択を再考し変更することや、最終的に投票を行うことなどがあげられる³³⁸。これらの機能は、健常な投票者を対象としたものとは異なる投票システムを用いなければ提供できない可能性もある。障害を抱える投票者は、多くの場合健常な投票者と同一の方法で投票を行うことはできないし、またそのようにする必要もないとされる (例えば、視覚障害を抱える投票者が候補者名簿を読む場合、音声機器を用いることで健常者と同様のアクセスが行えるのである)。

障害の状態によっては、独立した形で投票を行うことが困難な場合がある (例えばポール・ワーカーが必要な場合など)。HAVA は投票システムについて独立性やプライバシーを求めているが、これは、障害を抱える投票者が 1965 年投票権法の 208 条の他者による補助を求める場合、これを妨げるものではない。また、301 条は、実施可能な投票システムとして、障害者のための同時録音電子 (DRE) 投票システム等をあげているが、これは、DRE 以外のシステムを用いることを禁じていると解釈してはなら

³³³ 14C.F.R. §382.155 (d) .

³³⁴ 14C.F.R. §382.153.

³³⁵ 14C.F.R. §382.155 (c) .

³³⁶ 11C.F.R. §9420.1.

³³⁷ 11C.F.R. §9420.2.

³³⁸ 以下投票の方法については、アメリカ合衆国選挙支援委員会の勧告を参照。

[http : //www.eac.gov/election/docs/eac-20advisory-2005-004301a.pdf/attachment_download/file](http://www.eac.gov/election/docs/eac-20advisory-2005-004301a.pdf/attachment_download/file)

ない。

- HAVA の規則は、障害の定義や不服申立てについても規定しているが、これらはリハビリテーション法 504 条と類似のものであるので省略する。
- その他、障害者の投票権を保障するものとして、高齢者及びハンディキャップを抱える人への投票アクセス法 (the voting accessibility for the elderly and handicapped act : 以下 VAEHA という) 等があげられる。

6 通信法における障害者差別の禁止

(1) 差別禁止・合理的便宜

障害者に通信手段にアクセスするための権利を保障しているのは、1996 年通信法である³³⁹。合理的便宜については文言で明示は示していないが、当該法の規則 (47C.F.R. (6) (3) (a)) は障害者にとってアクセス可能な状況を具体的に設定しており、それを実現させることが合理的便宜となると考えられる。

当該法を実施する連邦通信委員会 (Federal Communications Commission : 以下 FCC という) は、通信機器製造業者やサービスプロバイダー、VoIP のプロバイダーに対して、障害者が容易に利用することができるような製品やサービスを提供するよう諸ルールを定めており³⁴⁰、障害者にとって利用が困難な場合、製造業者やサービスプロバイダーは、各々の製品やサービスを、障害者に利用可能な周辺機器やカスタマー宅における機器に適合させるように定めている³⁴¹。FCC のルールは、ハードウェア、ソフトウェア両面における通信ネットワーク設備やカスタマー宅における機器 (CPE) すべてに及ぶ。CPE としては、電話や FAX、インターホン、ポケットベル等があげられる。なお障害の定義は ADA に準ずる³⁴²。

(2) 紛争解決方法

通信法の規則は、製造業者やプロバイダーに対して苦情を申し立てる方法として非公式・公式のものを規定しているが³⁴³、非公式の苦情申立ては障害者を対象に詳細に

³³⁹ P.L. No. 104-104, 110 Stat. 56.

³⁴⁰ 47C.F.R. §6.1.

³⁴¹ 47C.F.R. §6.5.

³⁴² 47U.S.C.255 (a) (1) .

³⁴³ 47C.F.R. § (6) (16) .

定められている。

ア 非公式の苦情の申立方

製造業者やプロバイダーに対し非公式の苦情の申立てにより通信法の違反を訴える場合、障害者は合理的な方法(例えば、手紙、ファックス送信、電話(音声/TRS/TTY)、インターネットメール、ASCIIテキスト、オーディオカセット録音及びブライユ点字)によりFCCに対して訴えることができる³⁴⁴。非公式の苦情には、(1)申立人の氏名及び住所、(2)訴える製造業者又はプロバイダーの名称及び住所、(3)訴える電気通信設備若しくはCPE又は電気通信サービスの詳細、(4)申立人が、訴える電気通信設備、CPE又は電気通信サービスを購入、取得若しくは使用した、又は購入、取得若しくは使用しようとした日、(5)申立人の申立てが、当該電気通信サービス又は当該電気通信設備若しくはCPEが障害者にとってアクセスできない、又は使用できないことを裏付ける事実の詳細、又は相手方当事者がその他の要件に違反したこと、(6)申立人から救済及び履行を求めたこと、(7)苦情に対して回答する形式又は方法として申立人が好ましいと判断する形式又は方法(例えば、手紙、ファックス送信、電話(音声/TRS/TTY)、インターネットメール、ASCIIテキスト、オーディオカセット録音、ブライユ点字、又は申立人の障害に最も適したその他の方法)³⁴⁵が含まれねばならない。

FCCは、非公式の苦情を各製造業者及びプロバイダーに直ちに送達し、当該製造業者又はプロバイダーは、委員会が定める期間内に、苦情に応えることを求められる。非公式及び公式の苦情の迅速かつ有効な送達を確実にするために、製造業者及びプロバイダーは、FCCに提起された問題に関する通知、調査、命令、決定その他の意見すべての送達が行われる代理人を指定することができる³⁴⁶。FCCから非公式の苦情を送付された製造業者又はプロバイダーは、FCCが定める期間内に答弁書を提出しなければならない。答弁書は、原則申立人が要請する方法で作成又は構成され、苦情に応えるために相手方当事者が講じた、又は講じることを提案する行為を記載し、重要な苦情の申立てすべてに対し明確に回答するものでなければならない。また、製造業者やプロバイダーは苦情の検討に関連するとFCCが定めた情報又は資料を提出しなければならない³⁴⁷。

イ 非公式の苦情の審査及び処理

相手方当事者の答弁書等から、非公式の苦情への対応が行われたことが明らかにされた場合、FCCは申立人又は相手方当事者に対して回答することなく、自己の裁量で、非公式の苦情が終結したものとみなすことができる。その他の場合はいずれ

³⁴⁴ 47C.F.R. § (6) (17) .

³⁴⁵ 47C.F.R. § (6) (17) (b) .

³⁴⁶ *Id.*

³⁴⁷ 47C.F.R. § (6) (19) .

も、FCC は本規則に基づき提出された苦情の審査及び処理を両当事者に通知するものとする³⁴⁸。非公式の苦情及びそれに対する相手方当事者の答弁書に記載された情報の審査に基づき、非公式の苦情に記載された申立てに関し追加すべき点はないと FCC が判断した場合、非公式の苦情は、終結され、かつ申立人及び相手方当事者は、その理由を正式に通知されるものとする。申立人は、非公式の苦情に対する相手方当事者の対応及び非公式の苦情に対する行為を終了する決定に満足しない場合は、FCC に正式な苦情を提出することができる。

一方、非公式の苦情及びそれに対する相手方当事者の答弁書に記載された情報の審査に基づき、相手方当事者に問題がまだ残っていると FCC が判断した場合、委員会は、相手方当事者に関する問題及び保障されるべき救済措置又は制裁を判断するために必要な追加の調査又は手続を実施することができる³⁴⁹。非公式の苦情及びそれに対する相手方当事者の答弁書に記載された情報の審査に基づき、相手方当事者が当該規則に違反していると FCC が判断した場合、委員会は当該事例の事実及び状況に基づき適切と委員会がみなす救済措置又は制裁を命令又は指示することができる³⁵⁰。

製造業者又はプロバイダーに対する正式な苦情は、47C.F.R.§§1.720～1.736 に定められる方法で提出することができる。

7 障害者施策に係る監視の仕組み

(1) 全米障害者評議会の独立性の担保

ア 全米障害者評議会の責務

全米障害者評議会は、障害者の完全な社会統合、独立及び生産性の向上のために、大統領、議会、障害リハビリテーション研究所、リハビリテーション・サービス局政策実行委員長などに助言を行うこと、これらに提言を行うこと、連邦省庁により実行又は助成される障害者に関する政策、プログラム、実務及び手続、連邦政府のプログラムについて述べるすべての制定法及び規則を見直し、評価すること、連邦レベル、州レベル、地方公共団体レベル及び民間部門で障害者に影響を与える政策を見直し、評価すること、ADA に関する実効性、効果、インパクトについて情報を収集すること、などを責務としている（リハビリテーション法第 IV 編第 401 条）。

³⁴⁸ 47C.F.R.§ (6) (20) (b) .

³⁴⁹ 47C.F.R.§ (6) (20) (c) .

³⁵⁰ 47C.F.R.§ (6) (20) (d) .

イ 全米障害者評議会の設立と ADA 制定過程における政治からの独立性

1973 年リハビリテーション法が 1978 年に改正されたが、その時に保健・教育・福祉省に全米障害者評議会（当初は、National Council on Handicapped, NCH という名称であったが、後の 1988 年に正式に National Council on Disability, NCD に改称、以下では全米障害者評議会又は評議会を用いる）が設立された³⁵¹。全米障害者評議会は、大統領によって指名され、上院によって承認される 15 名の理事により構成される。その業務内容は、当初全米障害者研究所の政策方針を作成し、運営を審査すること、リハビリテーションプログラムについて保健・教育・福祉省及びリハビリテーション・サービス局に助言を行うことであった。評議会は、上述のように保健・教育・福祉省に位置づけられる機関であったが、1979 年に省が解体され、教育省の管轄となった。1979 年最初の理事長として、リハビリテーションの父といわれる Howard Rusk が Carter 大統領により任命されたが、Reagan 政権に代わった 1982 年理事長も理事もすべて入れ替わることとなった³⁵²。2 代目理事長である Dusenbury は、教育省の諮問機関として官僚的干渉や制約を受けてきたことの反省から、独立の機関となることを主張し、評議会は、1984 年リハビリテーション法の改正により、独立の機関となった。ただし、評議会が独立の機関となる前に、Reagan 政権は、理事長として 3 代目の Sandra Swift Parrino を任命している³⁵³。

独立の機関となった全米障害者評議会の業務内容は、連邦政府の省庁によって行われ、また援助を受ける、障害者に関するすべての政策、プログラム及び活動の効率性を審査、評価することであった。評議会は、アメリカにおける障害者研究の現状やリハビリテーション・サービス局及び全米障害者研究所の活動について、大統領、議会、教育省書記官に対して年次報告を行うように指示されている。評議会が独立の機関となったとしても、政権下における行政機関として、予算配分や行政管理上のニーズを供給される立場であったし、また議会に対しても制定法に掲げる目的を超えて活動を行えるわけでもなかった³⁵⁴。しかし、実際には評議会は、議会や大統領の方針とは異なる形で、大きな役割を果たしている。

全米障害者評議会の独立を可能にした 1984 年のリハビリテーション法の改正法は、評議会に対し 1986 年 2 月 1 日までに連邦政府の障害者政策及びプログラムについての総合的な分析を行うことを求めていた。実際に議会が求めていたものは、ケアが必要な障害者の数とプログラムのために必要なコストに基づく政策の優先順位の決定であり、また連邦政府のプログラムが地域生活への移行、学校や職場への統合を支援又は妨げる程度を評価することであった。この背景には、連邦政府が、障害者に対しプログラムを追加することやさらなる予算措置を取ることを想定しておらず、

³⁵¹ National Council on Disability, “National Council on Disability: 20 Years of Independence,” (2004) p.5.

³⁵² *Ibid.* p.6.

³⁵³ *Ibid.* p.11.

³⁵⁴ *Ibid.* p.12.

職場へ復帰させることを求めていることがあった。このような状況に対し、評議会は、調査機関の協力の下に全米の障害者の生活の現状を把握し、それに基づき、機会平等法、雇用、社会保障法の下での就労に対するインセンティブの欠如、障害予防、交通、住宅、自立生活のための地域支援、障害児教育、障害者に対するサービス及びプログラムのコーディネーションの 10 のトピックについて 45 の提言を行っている。これが、1986 年の「自立にむけて」というレポートとして大統領及び議会に提出されることとなった³⁵⁵。この中で委員が最も重視していたのは、障害者に対する機会の平等である。ただし、公民権法とはあえて用いず、機会平等法という用語が使用されている³⁵⁶。

「自立にむけて」における全米障害者評議会の方針は、議会の意図と類似する部分があるといえるかもしれない。議会は、障害者に対するプログラムの拡大を意図しておらず、雇用の場に復帰させることにより予算の削減を意図していた。一方、評議会は「自立にむけて」において、実態調査から障害者に対するプログラムの予算のうちほとんどが低所得又は就業能力のない障害者に対する給付となっていることを明らかにし、連邦政府への依存を高めるプログラムから自立生活を行えるようにし、生産性を高めるプログラムへ移行すべきこと、就労可能な年代の障害者のうち 3 分の 2 が社会保障給付を受けられないこと、連邦政府は民間企業に障害者の雇用機会を与えるようなプログラムを用意すべきことを述べている³⁵⁷。これらからいえることは、議会と評議会が、第一にその当時の障害者に対するプログラムの全般的構成がよくないこと、第二に障害者に雇用の機会を与えることについて共通する理解を有していたともいえることである。ただし、評議会の意図が、障害者の自立生活の実現を基盤として、社会保障給付などの障害者プログラムの偏在の解消、就労機会の保障を前提としているとすれば、その根底にあるものは議会の意図とは異なるものであるかもしれない。

「自立にむけて」は障害者団体からは歓迎されたが、記者発表の日にスペースシャトル・チャレンジャーが墜落する不運があり、記者発表も中止され、世間の関心を集めることができなかった³⁵⁸。さらに、議会や政権からのあらたな動きも期待できない状況であったため、評議会は後に「自立の入り口」となるレポートの作成に取り掛かった。「自立の入り口」には、スタッフであった Robert J. Burgdorf Jr. が作成

³⁵⁵ *Ibid.* p.13-14.

³⁵⁶ あえて公民権法という用語を用いなかったのは、これまで何度も障害を差別禁止事由として公民権法に組み込もうとする試みが頓挫しているから、あえて別の用語を用いて、批判をかわしたともいえる。ただし、ADA の起草者である Burgdorf Jr. は、障害者に対する差別禁止の枠組みが、従来の人種や性別に基づく差別とは異なる部分が多いことが、公民権法という用語があてはめない理由であることを暗示している。特に合理的便宜を講じなければならないことが、この違いを示す 1 つの重要なキーであることを示している。R. L. Burgdorf Jr., “The Americans with Disabilities Act: Analysis and Implications for the Second-Generation Civil Rights Statute,” 26 Harv. C. R.-C. L. L. Rev. 413 (1991) p.429-431.

³⁵⁷ *Supra* note 351 p.15

³⁵⁸ *Ibid* p.16

した ADA 草案が付されていた³⁵⁹。この草案は、障害者団体の意向が反映されており、合理的便宜に関する規定で通例用いられている「過大な負担」という抗弁要件を規定していなかった³⁶⁰。これは、他の議員やビジネス界から非常に強い批判を受けることになった³⁶¹が、評議会の方針が議会や政権よりもむしろ障害者団体などに近い姿勢を有していたことを表す例であるかもしれない。第 100 回議会に提出された法案は、時間が十分ないこともあったが、可決されることはなかった。結局、第 101 回議会で修正法案が可決されることとなった。

ウ 全米障害者評議会の理事の構成

全米障害者評議会理事は、障害を有する個人、親、障害者のために積極的に活動してきた個人、障害やリハビリテーションの研究者により構成されている（1973 年リハビリテーション法第 IV 編第 400 条 (a) (1) (C)）。評議会の構成は、理事長（委員の中から大統領により指名、上院議会により承認される）、副理事長、理事（任期 3 年、2 回まで更新可能）、事務局スタッフからなる（1973 年リハビリテーション法第 IV 編第 400 条 (b)）。理事による理事会は、年 4 回開催されている。

全米障害者評議会理事長は、第 1 代目 Howard Rusk（1979 年 11 月 6 日～、指名者：カーター大統領）、第 2 代目 Joe Dusenbury（1980 年 11 月 4 日～、指名者：レーガン大統領）、第 3 代目 Sandra Swift Parrino（1983 年～1993 年、指名者：レーガン大統領）、第 4 代目 Marca Bristo（1994 年 5 月～、指名者：クリントン大統領）、第 5 代目 Lex Frieden（2002 年 4 月～、指名者：ブッシュ大統領）、第 6 代目 John R. Vaughn（2006 年 8 月 3 日～、指名者：ブッシュ大統領）となっている。前歴として、Rusk は、リハビリテーションの父とも呼ばれる医者であり、リハビリテーションを研究するニューヨーク大学の教授であった。Dusenbury は、サウスカロライナ州の職業リハビリテーションサービスの委員であり、全米リハビリテーション協会の理事長であった。Parrino は、Dusenbury 理事長の下で副理事長を務めていた。Bristo は、イリノイ州初の自立生活センターの創設者であった。Frieden は、1980 年代から評議会の活動に参加しており、エクゼクティブディレクターを務めていた。また、リハビリテーション研究所の上級副所長であり、またベイラー大学医学部の教授でもあった。現理事長の Vaughn は、バージニア州リハビリテーションサービス局及び視覚障害者局の委員長であった。理事長の指名とその当時の政権の考え方にどの程度関連性があるかは明らかになっていない。ただし、評議会が独立の機関となってからの理事長の任期は、それ以前に比べて長くなっているといえる。

³⁵⁹ *Ibid* p.16-17

³⁶⁰ C. Feldblum, “Medical Examinations and Inquiries under The Americans with Disabilities Act: A View from the Insight,” 64-2 Temple L. Rev. 521 (1991) p.525, Ruth O’Brien, *Crippled Justice: The History of Modern Disability Policy in the Workplace*, (Chicago Univ. Press: Chicago, 2001) p.169-171.

³⁶¹ *Ibid*.

現在の理事は、副理事長がベトナム戦争退役軍人であり、傷痍軍人のための雇用やリハビリテーションのために委員などを務めた者とテキサス州知事障害者理事会のエクゼクティブディレクターである。他の理事は、障害問題に対して積極的な活動をしている個人、障害者（1995年ミスアメリカなど）、障害者問題に理解のある研究者などによって構成されている。理事は、障害者の代表であり、半数以上が障害者でなければならないとしている。また、理事は、広く社会的弱者の利益を代表するものでなければならないとする³⁶²。

理事長及び理事とも、障害者本人、家族又は障害に理解のある個人又は研究者から構成されており、独立性や多様性の保障のために、多元的な代表をある程度確保しているといえる。しかし、障害者本人又はそれに関連している個人でなければならない、その他の社会的弱者である要素がどの程度考慮されているかは必ずしも明らかでない。評議会は、わずかなメンバーで構成される機関でありながら、重要な指摘をし続けていることから、皮肉をこめて「大声でわめくねずみ³⁶³」といわれており、独立の機関でありながら、障害者の自立生活や雇用の問題など、障害者の目線に立った活動をしているという印象が強い。

エ 活動方法

パリ原則は、「活動の方法として、必要であれば、いかなる者からも聴取し、情報を入手できること」を述べている。リハビリテーション法第IV編第404条が、「本評議会は、（本編の基での義務を実行するために必要であると考えられる規則又は原則を規定するために）、聴聞（審理）会を開催し、その際に同席し、参加し、証言を聞き、評議会有用であると考えられる証拠の提出を求めることができる」、「本評議会は、（略）本編の下で義務を実行するために必要であると考えられるサービス、人事、情報及び施設を使用することができる」と規定していることからすれば、一応の要件を満たしていると考えられることができる。ただし、パリ原則は、活動全般について述べていると読めるが、リハビリテーション法は、「本編における義務を実行するための規則や原則の規定のため」に限定している。

実態をみると、評議会は、政策的な提言を行うために、様々な形で情報を入手している。主な大規模な調査を挙げると、まずは1980年代前半には元副理事長のJustin Dart Jr.が私費で各地をまわり、草の根的な、障害者のニーズの把握に努めたこと³⁶⁴、1986年の「自立にむけて」のレポート作成するために調査機関に全米の障害者の実態調査³⁶⁵を依頼し、また連邦政府の障害者プログラムに対する支出の検証を行っていること、後に「自立の成就」となるレポートを作成する上で必要な包括

³⁶² <http://www.ncd.gov/newsroom/members/ncdbios.htm#Vaughn>

³⁶³ http://en.wikipedia.org/wiki/National_Council_on_Disability

³⁶⁴ *Supra* note 351 p.12.

³⁶⁵ *Ibid.* p.13

的政策評価を行うため、1996年に全米各地の障害者団体のリーダー約300人を集めた「障害者政策に関する全米サミット」を開催していること³⁶⁶、などがある。また、評議会のスタッフは、恒常的に障害者政策の評価、研究を行っている。

(2) アメリカ合衆国市民権委員会 (U.S. Commission on Civil Rights)

アメリカ合衆国市民権委員会は、行政府の両党派から成る機関で、現在の委員会の前身は1957年の市民権法により設立された。幾多の変遷を経て1983年のアメリカ合衆国市民権委員会法、及び1994年の市民権委員会改正法により現在のものとなった³⁶⁷。

当該委員会の責務及び権限は、(1)人種、宗教、性別、年齢、障害等を理由に投票の権利を奪われたとの訴えがあった場合の調査、(2)人種、宗教、性別、年齢、障害等を理由にする差別や、憲法上の平等保護の否定に関する情報の収集や検討、(3)人種、宗教、性別、年齢、障害等を理由とした差別や平等保護の否定に関する連邦法、及び政策について評価を行うこと、(4)人種、宗教、性別、年齢、障害等を理由とした差別や平等保護の否定に関する情報について、国家レベルでの情報収集機関として機能すること、(5)上述の差別や平等保護の否定を無くすための公的サービスのアナウンスメントや広告キャンペーンを行うこと、に集約される³⁶⁸。委員会はまた、少なくとも一年に一度、連邦の市民権保障の実施状況を監視 (monitor) しそれについてのレポート等を大統領や議会に時宜にかなった方法で提出しなければならない³⁶⁹。

上記の責務を遂行するために、市民権委員会は、聴聞を行う権限や、証人を召喚する権限³⁷⁰、役人や弁護士、州や地方政府の代表、民間機関の代表に意見を求める権限が認められている。委員会は聴聞が行われる少なくとも30日前には、官報を用いてそれが行われる日時や場所を告知しなければならない³⁷¹。また、それぞれの州に諮問委員会を設置することが求められている。法は市民権委員会が効果的に機能し義務を果たすために、すべての連邦行政機関に対して委員会に協力するように規定している³⁷²。

委員会のメンバーは、8人で構成され、4人は大統領、2人は上院議長代行、2人

³⁶⁶ *Ibid.* p.24.

³⁶⁷ 42U.S.C. §1975; 45C.F.R. §701.1.

³⁶⁸ 45C.F.R. §701.2 (a) .

³⁶⁹ 45C.F.R. §701.2 (b) .

³⁷⁰ 45C.F.R. §702.4. ただし召喚できるのは、聴聞が行われる州の半径100マイル内で居住あるいは、仕事に従事している者とされている。

³⁷¹ 45C.F.R. §702.3

³⁷² 45C.F.R. §701.2 (c) .

は下院議長により任命される³⁷³。また、4人以上が同じ政党に属してはならないとされており³⁷⁴、これらのメンバーは、弁護士、学識経験者等多元的な代表から構成される。

³⁷³ 45C.F.R. §701.10.

³⁷⁴ *Id.*

主な参考文献

(1) 邦語文献

ア 邦語著書

- 斎藤明子訳『アメリカ障害者法（全訳）』（現代書館、1991年）
- 中野善達ほか編『障害をもつアメリカ人に関する法律』（湘南出版社、1991年）
- 八代＝富安編『ADA（障害をもつアメリカ人法）の衝撃』（学苑社、1991年）
- 全国社会福祉協議会編『完訳解説 ADA—障害をもつアメリカ国民法』（全国社会福祉協議会、1992年）
- 小石原尉郎『障害者差別禁止の法理論』（信山社、1994年）.
- 中窪裕也『アメリカ労働法』（弘文堂、1995年）
- リチャード・K・スコッチ著、竹前栄治監訳『アメリカ初の障害者差別禁止法はこうして生まれた』（明石書店、2000年）.
- 安藤房治『アメリカ障害児公教育保障史』風間書房（2001年）
- 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター「障害者雇用にかかる『合理的配慮』に関する研究—EU諸国及び米国の動向—」（独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター、2008年）

イ 邦語論文

- 関川芳孝「アメリカ障害者差別の判断基準」琉大法学 45号（1990年）137頁.
- 藤倉皓一郎「アメリカにおける障害者法」ジュリ 970号（1990年）26頁.
- 瀧澤仁唱「障害者差別禁止法と社会福祉の権利：障害をもつアメリカ国民法（ADA）に関する一考察」桃山学院大学社会学論集 25巻1号（1990年）1頁.
- 矢嶋里絵「米国における ADA 法の成立とその課題（上）」早稲田大学大学院法研論集 61号（1990年）209頁.
- 関川芳孝「法律からみた障害者平等の軌跡」八代英太、富安芳和編『ADA（障害をもつアメリカ人法）の衝撃』（学苑社、1991年）261頁.
- 定藤丈弘「アメリカにおける障害者の機会均等法：障害をもつアメリカ人法を中心に」部落開放 350号 18頁（1992年）.
- 矢嶋里絵「米国における ADA 法の成立とその課題（下）」早稲田大学大学院法研論集 63号（1992年）299頁.
- 竹中康之「ADA（アメリカ障害者法）における雇用関連規定について（障害者の雇用対策）：開かれた企業社会と働きやすい環境をめざして」労働法学会報 44巻3号（1993年）27頁.
- 久保耕造「障害をもつアメリカ人法の制定と今後のわが国の障害者問題における課題」社会福祉研究 56号（1993年）18頁.
- 田中邦夫「障害をもつアメリカ人法に関する法律施行後の反響と対応」レファレ

- ンス 44 卷 3 号 (1994 年) 88 頁.
- 矢嶋里絵「アメリカの障害者法と判例」人文学報 252 号 (1994 年) 151 頁.
- 矢嶋里絵「『精神障害者』と ADA」人文学報 (社会福祉学) 261 号 (1995 年) 77 頁.
- 久保耕造「ADA (障害をもつアメリカ人法) に関する判例について」ノーマライゼーション 17 卷 4 号 (1997 年) 46 頁.
- 関川芳孝「障害をもつ人に対する雇用平等の理念」『講座障害をもつ人の人権 2 : 社会参加と機会の平等』(有斐閣、1999 年) 168 頁.
- 永野秀雄「障害のあるアメリカ人法における『精神障害をもつ人』に対する雇用差別規制法理」法学志林 98 卷 1 号 (2000 年) 41 頁.
- 永野秀雄「障害のあるアメリカ人法における『障害』の有無に関する判断基準」労旬 1478 号 (2000 年) 23 頁.
- 永野秀雄「障害をもつアメリカ人法 (ADA) 第 3 編のプロゴルフ・ツアーへの適用」労旬 1511 号 (2001 年) 14 頁.
- 永野秀雄「Toyota Motor MFG., KY., INC. v. Williams, 534 U.S. 184 (2002): 職場における特定の業務に伴う身体的作業を行えないことが、ADA の『障害』の定義に該当するか否かの判断基準」アメリカ法 2002 年 2 号 (2002 年) 425 頁.
- 矢嶋里絵「第 3 章 アメリカの障害者政策—ADA における障害者差別禁止の理念と訴訟の展開」竹前栄治、障害者政策研究会編『障害者政策の国際比較』(明石書店、2002 年) 169 頁.
- 中川純「障害者に対する雇用上の『便宜的措置義務』とその制約法理: アメリカ・カナダの比較研究(1)」北海学園大学法学研究 39 卷 2 号 (2003 年) 185 頁.
- 永野秀雄「障害のあるアメリカ人法における『合理的な措置』と先任制度との関係」労旬 1547 号 (2003 年) 46 頁.
- 長谷川珠子「障害をもつアメリカ人法における『合理的便宜(reasonable accommodation)』: 障害をもつ者の雇用と平等概念」法学 (東北大学) 67 卷 1 号 (2003 年) 78 頁.
- 中川純「障害者に対する雇用上の『便宜的措置義務』とその制約法理: アメリカ・カナダの比較研究(2)」北海学園大学法学研究 40 卷 2 号 (2004 年) 45 頁.
- 織原保尚「アメリカ障害者教育法における「無償かつ適切な公教育」に関する一考察—Board of Education v. Rowley 判決を手がかりに—」同志社法学第 58 卷 6 号 (2006 年)
- 中川純「障害者に対する雇用上の『便宜的措置義務』とその制約法理: アメリカ・カナダの比較研究(3)」北海学園大学法学研究 41 卷 4 号 (2006 年) 103 頁.
- 今川奈緒『アメリカ合衆国障害者教育法における証明責任』早稲田政治公法研究 第 86 号 (2007 年)
- 中川純「障害者に対する雇用上の『便宜的措置義務』とその制約法理: アメリカ・

- カナダの比較研究(4) 北海学園大学法学研究 43 巻 1 号 (2007 年) 79 頁.
- 中川純「障害者に対する雇用上の『便宜的措置義務』とその制約法理：アメリカ・カナダの比較研究(5) 北海学園大学法学研究 43 巻 2 号 (2007 年) 57 頁.
- 長谷川珠子「障害を理由とする差別」法律時報 79 巻 3 号 (2007 年) 48 頁.
- 石川球子「第 3 章米国における障害者差別禁止と合理的配慮をめぐる動向」指田他編『障害者雇用にかかる『合理的配慮』に関する研究：EU 諸国及び米国の動向』（障害者職業総合センター、2008 年）57 頁.
- 石川球子「第 3 章アメリカにおける障害者雇用施策の現状と課題」朝日他編『諸外国における障害者雇用施策の現状と課題』（障害者職業総合センター、2008 年）48 頁.
- 所浩代「雇用における健康情報収集規制の法理—アメリカ障害差別禁止法（ADA）からの示唆」労働法律旬報 1679 号 (2008 年) 37 頁.
- 長谷川珠子「アメリカにおける障害者雇用の実態と 2008 年 ADA 改正法」季刊福祉労働 121 号 (2008 年) 32 頁.
- 長谷川珠子「障害者差別」森戸＝水町編『差別禁止法の新展開：ダイバーシティの実現を目指して』（日本評論社、2008 年）148 頁.
- 長谷川珠子「日本における障害を理由とする雇用差別禁止法制定の可能性：障害をもつアメリカ人法（ADA）からの示唆」日本労働研究雑誌 571 号 (2008 年) 68 頁.
- 畑井清隆「障害を持つアメリカ人法の差別禁止法としての特徴」日本労働研究雑誌 578 号 (2008 年) 53 頁.
- 引馬知子「アメリカにおける障害者雇用施策の現状と課題」、朝日他編『諸外国における障害者雇用施策の現状と課題』（障害者職業総合センター、2008 年）54 頁.
- 永野秀雄「『障害のあるアメリカ人法』の改正と再生」労旬 1692 号 (2009 年) 38 頁.
- 長谷川珠子「差別禁止法における『障害』の定義：障害をもつアメリカ人法（ADA）の 2008 年改正法を参考に」季刊労働法 225 号 (2009 年) 40 頁.

(2) 英語文献

ア 英語著書

- C. E. Obermann, *A History of Vocational Rehabilitation in America*, (Minneapolis: T.S. Denison & Company Inc., 1965).
- E. D. Berkowitz, *Disabled Policy: America's Program for the Handicapped*, (New York: Cambridge University Press, 1987).
- B. P. Tucker, *Federal Disability Law: In A Nut Shell* (2d ed.), (St. Paul: West, 1998).

- R. O'Brien, *Crippled Justice: The History of Modern Disability Policy in the Workplace*, (Chicago: Univ. Chicago Press, 2001).
- Richard K. Scotch, *From Good to Civil Rights: Transforming Federal Disability Policy* (2d ed.), (Philadelphia: Temple Univ. Press, 2001).
- J. R. Mook, *Americans with Disability Act: Employee Rights & Employer Obligations*, (Newark: LexisNexis, 2003).
- J. V. Switzer, *Disabled Rights: American Disability Policy and the Fight for Equality* (Washington D.C.: Georgetown Univ. Press, 2003).
- P. Blanck et al., *Disability Civil Rights Law and Policy* (St. Paul: Thomson-West, 2005).
- R. Colker and A. Miliani, *Everyday Law for Individuals with Disabilities* (Paradigm Press 2005).
- R. Colker, *The Disability Pendulum: The First Decade of the Americans with Disabilities Act* (New York: New York University Press 2005).
- R. Colker, *The Law of Disability Discrimination* (6th Edition) (Newark: LexisNexis 2007).
- R. Colker, *The Law of Disability Discrimination Handbook: Statutes and Regulatory Guidance* (6th edition) (Newark: LexisNexis 2007).
- Peter W. D. Wright and Pamela Darr Wright, *SPECIAL EDUCATION LAW* (2007)
- R. Colker, *Is Separate Inherently Unequal?: A Disability Perspective* (Cambridge: Cambridge University Press, 2008)
- Charles J. Russo and Allan G. Osborne, Jr., *SECTION 504 AND THE ADA* (2008)
- Charles J. Russo and Allan G. Osborne, Jr., *SPECIAL EDUCATION LAW* (2008) .
- P. Blanck et al., *Disability Civil Rights Law and Policy*(2d.ed), (St. Paul: Thomson-West, 2009).
- Kurt E. Hulett, *LEGAL ASPECT OF SPECIAL EDUCATION* (2009) .

イ 英語論文

- J. E. Finn, "Note: Implied Rights of Action under the Rehabilitation Act of 1973," 68 *Georgetown L. J.* 1229 (1980).
- M. E. Martin, "Accommodating the Handicapped: The Meaning of Discrimination under Section 504 of the Rehabilitation Act," 55 *N. Y. U. L. Rev.* 881 (1980).
- G. W. Gerse, "Note: Mending the Rehabilitation Act of 1973," 1982 *U. Ill. L. Rev.* 701.
- B. H. Trammell, "Comments: The Rehabilitation Act of 1973: Is There An Implied Right of Action under Section 504?," 49 *Tenn. L. Rev.* 577 (1982).
- P. H. Simon, "Comment: Employment Discrimination — Analyzing Handicap Discrimination Claims: The Right Tools for the Job," 62 *N. Carolina L. Rev.* 535

(1984).

- J. W. Wegner, "The Antidiscrimination Model Reconsidered; Ensuring Equal Opportunity Without Respect to Handicap under Section 504 of the Rehabilitation Act of 1973," 69 *Cornell L. Rev.* 401 (1984).
- R. L. Kelley Jr., "Reasonable Accommodation in the Federal Sector: An Examination of the Application of the Rehabilitation Act to the Federal Employer," 29 *Howard L. J.* 337 (1986).
- B. P. Tucker, "Section 504 of the Rehabilitation Act after Ten Years of Enforcement: The Past and the Future," 1989 *U. Ill. L. Rev.* 845.
- K. W. Tate, "The Federal Employer's Duties under the Rehabilitation Act: Does Reasonable Accommodation or Affirmative Action Including Reassignment," 67 *Texas L. Rev.* 781 (1989).
- G. S. Crespi, "Efficiency Rejected: Evaluating "'Undue Hardship'" Claims under the Americans with Disabilities Act," 26 *Tulsa L. J.* 1 (1990).
- R. L. Burgdorf Jr., "The Americans with Disabilities Act: Analysis and Implications for the Second-Generation Civil Rights Statute," 26 *Harv. C. R.-C. L. L. Rev.* 413 (1991).
- J. O. Cooper, "Overcoming Barriers to Employment: The Meaning of Reasonable Accommodation and Undue Hardship in the Americans with Disabilities Act," 139 *U. Pa. L. Rev.* 1423 (1991).
- J. J. Ervin, "Reasonable Accommodation and the Collective Bargaining Agreement under the Americans with Disabilities Act of 1990," 3 *Detroit C. L. Rev.* 925 (1991).
- C. Feldblum, "Medical Examinations and Inquiries under The Americans with Disabilities Act: A View from the Insight," 64-2 *Temple L. Rev.* 521 (1991).
- K. A. Greene, "Burdens of Proving Handicap Discrimination Using Federal Employment Discrimination Law: Rational Basis or Undue Burden?," 3 *Detroit C. L. Rev.* 1053 (1991).
- R. K. Murphy, "Note: Reasonable Accommodation and Employment Discrimination under the Title I of the Americans with Disabilities Act," 64 *U. S. C. L. Rev.* 1607 (1991).
- D. Harger, "Drawing the Line between Reasonable Accommodation and Undue Hardship under the Americans with Disabilities Act: Reducing the Effects of Ambiguity on Small Business," 41 *Kansas L. Rev.* 783 (1992).
- M. E. Stine, "Reasonable Accommodation and Undue Hardship under the Americans with Disabilities Act of 1990," 37 *S. Dakota L. Rev.* 97 (1992).
- J. C. Drimmer, "Cripples, Overcomers, and Civil Rights: Tracing the Evolution of Federal Legislation and Social Policy for People with Disabilities," 40 *UCLA L. Rev.* 1341 (1993).

- S. B. Epstein, "In Search of a Bright Line: Determining When Employer's Financial Hardship Becomes "'Undue'" under the American with Disabilities Act," 48 Vand. L. Rev. 391 (1995).
- P. S. Karlan & G. Rutherglen, "Disabilities, Discrimination, and Reasonable Accommodation," 46 Duke L. J. 1 (1996).
- L. F. Rothstein, "The Employer's Duty to Accommodate Performance and Conduct Deficiencies of Individuals with Mental Impairments under Disability Discrimination Laws," 47 Syracuse L. Rev. 931 81997).
- P. R. Maida, "Final Report: Proposal to Select, Train and Monitor Professional Mediators for ADA Complaint Referral," [unpublished] (1998).
- S. Silverman, "The ADA Interactive Process: The Employer and Employee's Duty to Work Together to Identify A Reasonable Accommodation Is More Than A Game of Five Card Stud," 77 Nebraska L. Rev. 281 (1998).
- L. A. Schur, "But Is It Still A Disability?: Judicial Views of Mitigating Measures under the ADA," 1999 Labor L. J. 146 (1999).
- S. F. Befort & T. H. Donesky, "Reassignment under the Americans with Disabilities Act: Reasonable Accommodation, Affirmative Action, or Both," 57 Wash. & Lee L. Rev. 1045 (2000).
- C. R. Feldblum, "Definition of Disability under Federal Antidiscrimination Law: What Happened? Why? And What Can We Do about It?" Vol. 21 No. 1 Berkeley J. Emp. & Lab. L. 91 (2000).
- R. Cokler, "Winning and Losing under ADA," 62 Ohio St. L. J. 240 (2001).
- S. F. Befort, "The Most Difficult ADA Reasonable Accommodation Issues: Reassignment and Leave of Absence," 37 Wake Forest L. Rev. 439 (2002).
- L. S. Rulli & J. A. Leckerman, "Unfinished Business: The Fading Promise of ADA Enforcement in Federal Courts under Title I and Its Impact upon the Poor," 8 J. Gender, Race, and Justice 595 (2005).
- H. A. Schatz, D. J. Hendricks, and P. Blanck, "Workplace Accommodations: Evidence Based Outcomes," 27 IOS Press 145 (2006).
- H. A. Schatz, K. M. Schatz, D. J. Hendricks and P. Blanck, "Workplace Accommodations: Empirical Study of Current Employees," 75 Mississippi L. J. 1 (2006).
- M. A. Stein & M. E. Waterstone, "Disability, Disparate Impact and Class Actions," 56 Duke L. J. 862 (2006).
- C. R. Feldblum, "The ADA Amendments Act of 2008," 13 Tex. J. On. C. L. & C. R. 187 (2008).

A. B. Long, “Introducing the New and Improved Americans with Disabilities Act: Assessing the ADA Amendments Act of 2008,” 103 Nw. U. L. Rev. Colloquy 217 (2008).

N. A. Dorsey, “Mandatory Reassignment under the ADA: The Circuit Split and Need for A Socio-political Understanding of Disability, 94 Cornell L. Rev. 443 (2009).

(3) ウェブサイト

ア 法律、規則等

1990 年障害を有するアメリカ人法 (Americans with Disabilities Act of 1990)

<http://www.ada.gov/archive/adastat91.htm>

1990 年障害を有するアメリカ人法 (Americans with Disabilities Act of 1990)

第 1 編規則

http://www.access.gpo.gov/nara/cfr/waisidx_08/29cfr1630_08.html

1990 年障害を有するアメリカ人法第 1 編解釈ガイダンス (Appendix to Part 1630--Interpretive Guidance on Title I of the Americans with Disabilities Act)

http://edocket.access.gpo.gov/cfr_2008/julqtr/29cfr1630App.htm

2008 年障害を有するアメリカ人法改正法 (ADA Amendments Act of 2008)

<http://www.eeoc.gov/policy/adaaa.html>

イ 関係機関

Aviation Consumer Protection Division

<http://airconsumer.ost.dot.gov/>

Commission on Civil Rights

<http://www.usccr.gov/index.html>

Department of Education, Office of Special Education and Rehabilitative Services

<http://www.ed.gov/about/offices/list/osers/osep/index.html>

Department of Justice, “Title II of the Americans with Disabilities Act. Section 504 of the Rehabilitation Act of 1973. Discrimination Complaint Form”.

<http://www.ada.gov/t2cmpfrm.htm>

Department of Justice, “How to File a Title III Complaint”.

<http://www.ada.gov/t3compfm.htm>

Department of Labor

<http://www.dol.gov/>

Equal Employment Opportunity Commission, “History of the EEOC Mediation Program”

<http://www.eeoc.gov/mediate/history.html>.

Equal Employment Opportunity Commission, “Questions And Answers About

Mediation”.

http://www.eeoc.gov/mediate/mediation_qa.html.

Equal Employment Opportunity Commission, “Studies of the Mediation Program”

<http://www.eeoc.gov/mediate/mcd-intro.html>

Equal Employment Opportunity Commission, “ADA Amendments Act of 2008”.

<http://www.eeoc.gov/policy/adaaa.html>

Federal Communications Commission, Consumer & Governmental Affairs Bureau
“DISABILITY RIGHTS OFFICE”

<http://www.fcc.gov/cgb/dro>

Federal Election Commission, “Help America Vote Act of 2002”

<http://www.fec.gov/hava/hava.htm>

National Council on Disability.

<http://www.ncd.gov/>

National Council on Disability, “NCD members and Staff”.

<http://www.ncd.gov/newsroom/members/ncdbios.htm#Vaughn>

National Council on Disability, “National Council on Disability: 20 Years of Independence,”(2004).

<http://www.ncd.gov/newsroom/publications/2004/twentyyears.htm>

National Council on Disability, “The Impact of the Americans with Disabilities Act: Assessing the Progress Toward Achieving the Goal of the ADA”. (2007).

http://www.ncd.gov/newsroom/publications/2007/pdf/ada_impact_07-26-07.pdf

Supreme Court of the United States

<http://www.supremecourtus.gov/>

(4) 判例等

ア 連邦最高裁判決

Trans World Airlines, Inc. v. Hardison, 432 U.S. 63 (1977).

Southeastern Community College v. Davis, 442 U.S. 397 (1979), 99 S. Ct. 2361 (1979).

Bd. of Educ. v. Rowley, 458 U.S. 176 (1982)

Alexander v. Choate, 469 U.S. 287 (1985).

Ansonia Board of Education v. Philbrook, 107 S. Ct. 367 (1986), 479 U.S. 60 (1986).

School Board of Nassau County v. Arline, 480 U.S. 273, 94 L.Ed. 307 (1987).

Pennsylvania Dept. of Corrections v. Yeskey, 524 U.S. 206 (1998).

Bragdon v. Abott, 524 U.S. 624 (1998).

Wright v. Universal Maritime Service Corp., 525 U.S. 70 (1999).

Cleveland v. Policy Management System Corp. 526 U.S. 795 (1999).

Sutton v. United Airlines, Inc., 527 U.S. 471 (1999).
Murphy v. United Parcel Service Inc., 527 U.S. 516 (1999).
Albertson's Inc. v. Kirkingburg, 527 U.S. 555(1999).
Olmstead v. L.C., 527 U.S. 581 (1999).
Board of Trustees of University of Alabama v. Garnett, 531 U.S. 356 (2001).
Buckannon Bd. of Care Home Inc. v. West Virginia Dept. of Health and Human Resources,
532 U.S. 598 (2001).
PGA Tour Inc. v. Martin, 532 U.S. 661 (2001).
Toyota Motor Mfg., Ky., Inc. v. Williams, 534 U.S. 184 (2002).
E.E.O.C. v. Waffle House Inc., 534 U.S. 279 (2002).
U.S. Airways, Inc. v. Barnett, 535 U.S. 391 (2002).
Chevron U.S.A. Inc. v. Echazabal, 536 U.S. 73 (2002).
Barns v. Gorman, 536 U.S. 181 (2002).
Clackamas Gastroenterology Associates, P.C. v. Wells, 538 U.S. 440 (2003).
Raytheon Co. v. Hernandez, 124 S.Ct. 513 (2003).
Tennessee v. Lane, 541 U.S. 509 (2004).
Spector v. Norwegian Cruise Lines Ltd., 545 U.S. 119 (2005).
United States v. Georgia, 546 U.S. 151 (2005).

イ 巡回控訴裁判所判決

Davis v. Southeastern Community College, 574 F. 2d 1158 (1978).
New York State Association for Retarded Children v. Carey, 612 F.2d 644 (1979).
Doe v. New York University, 666 F.2d 761 (1980).
Prewitt v. United States Postal Service, 662 F.2d 292 (1981).
Treadwell v. Alexander, 707 F.2d 473 (1983).
Daubert v. United States Postal Service, 733 F.2d 1367 (10th Cir. 1984).
Gardner v. Morris, 752 F.2d 127 (8th Cir. 1985).
Montolete v. Bolger, 767 F.2d 1416 (9th Cir. 1985).
Jasany v. United States Postal Service, F.2d 1244 (6th Cir., 1985).
Carter v. Bennett, 840 F.2d 63 (D.C. Cir. 1988).
Hall v. U.S. Postal Service, 857 F.2d 107 (6th Cir. 1988).
Arneson v. Heckler, 879 F.2d 393 (8th Cir. 1989).
Butler v. Thornburgh, 900 F.2d 871 (5th Cir. 1990).
Langon v. Department o Health and Human Services, 959 F.2d 1053 (D.C. Cir. 1992).
Bobb v. Knox County School System, 965 F.2d 104 (6th Cir. 1992) .
Overton v. Reilly, 977 F.2d 1190 (7th Cir. 1992).

Byrne v. Board of Education, School of West Allis-West Milwaukee, 979 F.2d 560 (7th Cir. 1992).

Bradley v. University of Texas M.D. Anderson Cancer Center, 3 F.3d 925 (5th Cir. 1993).

Cook v. State of Rhode Island, Department of Mental Health, Retardation, and Hospitals, 10 F.3d 17 (1st Cir. 1993).

Carr v. Reno, 23 F.3d 525 (D.C. Cir. 1994).

Heilweil v. Mount Sinai Hospital, 32 F.3d 718 (2d Cir. 1994).

Vande Zande v. Wisconsin Department of Administration, 44 F. 3d 538 (7th Cir. 1995).

White v. York Intern. Corp., 45 F. 3d 357 (10th Cir. 1995).

Buser v. CorpU.S.Christi Independent School 51 F.3d 490 (5 th Cir. 1995).

Borkowski v. Valley Central School District, 63 F.3d 131 (2nd Cir. 1995).

Hankins v. The Gap, Inc., 84 F. 3d 797 (6th Cir. 1996).

Monette v. Electronic Data Systems Corp., 90 F. 3d 1173 (6th Cir. 1996).

Taylor v. Principal Financial Group, Inc., 93 F 3d 155 (5th Cir. 1996).

Feliberty v. Kemper Corp., 98 F. 3d 274 (7th Cir. 1996).

Bultmeyer v. Fort Wayne Community Schools, 100 F. 3d 1281 (7th Cir. 1996).

Willis v. Conopco, Inc., 108 F. 3d 282 (11th Cir. 1997).

Foreman v. Babcock & Wilcox Co., 117 F 3d 800 (5th Cir. 1997).

Kralik v. Durbin, 130 F. 3d 76 (3 rd Cir. 1997).

Faul v. Lucent Technologies, Inc., 134 F. 3d 576 (3rd Cir. 1998).

Taylor v. Phoenixville School Dist., 174 F. 3d 142 (3rd Cir. 1999).

Aka v. Washington Hops. Center, 156 F. 3d 1284 (D.C. Cir. 1998).

Feliciano v. State of R.I., 160 F. 3d 780 (1st Cir. 1998).

Smith v. Midiland Brake, Inc., 180 F. 3d 1154 (10th Cir. 1999).

Davoll v. Webb, 194 F. 3d 1116 (10th Cir. 1999).

Rehling v. City of Chicago, 207 F. 3d 1009 (7th Cir. 2000).

J.D. v. Pawlet School District, 224 F.3d 60 (2d Cir. 2000) .

N.L. ex rel.Ms. C. v. Knox County Schools315 F.3d 688 (6th Cir. 2003).

ウ 連邦地方裁判所判決

Cherry v. Mathews, 419 F. Supp. 922 (1976).

Davis v. Southeastern Community College, 424 F. Supp. 1341 (E.D. N.Car., 1976).

E. E. Black v. Marshall, 497 F.Supp. 1088 (D. Hawaii, 1980).

Bey v. Bolger, 540 F.Supp. 910 (E.D.Penn., 1982).

Nelson v. Thornburgh, 567 F.Supp. 369 (1983).

Alderson v. Postmaster General of United States, 598 F.Supp. 49 (W.D. Okla., 1984).

Tudyman v. United Airlines, 608 F.Supp. 739 (D.C.Cal., 1984).
 Cain v. Yukon Public Schools, Dist, 775 F2d 15 (1985, CA10 Okla) .
 Hurst v. U.S. Postal Service, 633 F.Supp. 263 (W.D.N.Y. 1986).
 Dancy v. Kline, 639 F.Supp. 1076 (N.D.Ill. 1986).
 Wimbley v. Bolger, 642 F.Supp. 481 (W.D.Tenn., 1986).
 Dexler v. Tisch, 660 F.Supp. 1418 (D.Conn. 1987).
 Rhone v. U.S. Department of Army, 665 F.Supp. 734 (E.D.Mo. 1987).
 Davis v. U.S. Postal Service, 675 F.Supp. 225 (M.D.Pa. 1987).
 Matzo v. Postmaster General, 685 F.Supp. 260 (D.D.C. 1987).
 Coley v. Secretary of Army, 689 F.Supp. 519 (D.Md. 1987).
 Davis v. Messe, 692 F.Supp. 505 (E.D.Pa., 1988).
 Serrapica v. City of New York, 708 F.Supp. 64 (S.D.N.Y. 1989).
 Davis v. Frank, 711 F.Supp. 447 (N.D.Ill. 1989).
 Doe v. Board of Education of the State of Connecticut, 753, F.Supp.65 (D.Conn.1990) .
 Barth v. Gelb, 761 F.Supp. 830 (D.D.C. 1991).
 Sargent v. Litton Systems, Inc., 841 F. Supp. 956 (N.D.Cal. 1994).
 Schmidt v. Safeway Inc., 864 F. Supp. 991 (D. Ore. 1994).
 Ramson v. State of Ariz. Bd. of Regents, 983 F. Supp. 895 (D. Ariz. 1997).
 Thompson v. Dot Foods, Inc., 5 F. Supp. 2d 22 (C.D.Ill 1998).
 Powers v. Polygram Holding, Inc., 40 F. Supp. 2d 195 (S.D.N.Y. 1999).
 R.L. ex rel Mr. and Mrs. L. v. Plainville Board of Education, 363 F. Supp.2d 222 (D.
 Conn. 2005).
 Mark H. v Lemahieu, 513 F Supp 902 (2008, CA9 Hawaii) .

エ 施行規則及びガイドライン

1966 EEOC Guideline on Racial Discrimination of Religion, 29 C.F.R. §1605. 1(a)(2), 31
 Fed., Reg. 8370 (1967).
 1967 EEOC Guidelines on Discrimination Because of Religion 29 C.F.R. §1605. 1(b),
 (1980).